

令和3年第5回(6月)川南町議会定例会会議録

令和3年6月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年6月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 中津 克司 君 | (1) 今年は必ず衆議院の本選挙が実施される。児湯郡内で最下位を継続している投票率のアップに向けての対策について |
| | | (2) コロナ禍におけるサンA川南文化ホール、図書館複合施設の運営について |
| 2 | 蓑原 敏朗 君 | (1) 町内宿泊施設確保 |
| | | (2) 第2次川南町教育振興基本計画 |
| | | (3) 地球温暖化対策農業部門の取組 |
| 3 | 内藤 逸子 君 | (1) 税金滞納処分の強化について |
| | | (2) 農業後継者支援制度を町独自に作り、家族農業を支えることはできないか。 |
| | | (3) 学校・公共施設に「生理用品」を置き女性の支援事業はできないか。 |
| 4 | 川上 昇 君 | (1) 新型コロナワクチン接種の対応について |
| | | (2) 特産品送料助成事業の運用について |
| | | (3) 地域おこし協力隊の活用について |
| 5 | 米田 正直 君 | (1) 地域活性化拠点施設の現状と課題 |
| | | (2) 学校運営協議会について |
| | | (3) ギガスクール構想について |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君
選挙管理委員会 委員長	永田 雄三 君		

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

また、議場内では、マスクを着用していただくようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） おはようございます。新型コロナウイルスが宮崎市を中心に急拡大し、全国でも第4波が襲っている状況で変異株が主流になり、第3波以上の爆発的感染が懸念される中、県は5月9日から31日まで、独自の緊急事態宣言を再発効しました。度重なる会食自粛などにもかかわらず、感染拡大を止められない悪循環に陥っていましたが、新規感染者は昨日まで3日連続でゼロと報告されています。

ワクチン接種も始まりました。町民への冷静沈着な行動変容を促すためには、分かりやすく客観的な情報提供が不可欠で、「共に考え、共に挑み、共に切り拓く」という基本理念の具体的な実践あるのみです。コロナ禍で閉塞状況の今、この「共に」という言葉の重さ、大切さを再認識したいものです。

それでは、一般質問通告書に基づき質問いたします。

まず、質問事項1番目です。今年、必ず実施される衆議院選挙の投票率アップについて質問します。

本日は選挙管理委員会委員長に御足労を頂き恐縮しております。ありがとうございます。

さて、我が町の国政選挙における投票率は、現在も郡内自治体で5番目、すなわち最下位で推移しています。この件につきましては、平成25年――8年前ですが――投票率、郡内最下位という現実の中で、原因、対策、対応を伺いました。

そして、出前講座等を実施し、家庭で選挙についての話題ができるような仕掛けづくりはできないかと提案しましたところ、委員長から「他町村に先駆けて、小学校などの出前授業を実施していきたい」との答弁を頂き、現在まで8回実施され、新聞でも取り上げられ、投票率向上を期待しましたが最下位脱出には至っていません。

逆に、4位との差が、平成26年1.83ポイントから、平成29年2.99ポイントへと広がっています。ちなみに、投票率は平成26年が50.01%、平成29年が49.45%で50%を割り込みました。

給食総選挙を経験した子供たちにも、18歳で選挙権が発生します。

なかなか全体の成果が表れないことに鑑み、令和元年、中学生に対する主権者教育の実施について伺いました。「可能であれば積極的に出前授業を行いたい」との答弁を頂きました

が、実施には至っていないところです。選挙は民主主義の原点であり、投票率は町民の政治参加の度合いを示すものです。委員長も「投票率低下は選挙制度という民主主義の原点を脅かす問題であり、決して看過することはできない」と答弁されています。

政治に対する不平不満や無力感は、よく耳にします。また、理解もできます。投票は国民の義務か、個人の自由か、それぞれに考え方があると思います。しかし、棄権するということは、選挙結果やその後の政策展開がどのようなものであっても無条件にそれを受け入れ、従わなければならないということです。具体的に言えば、現在、現実に行っているモリカケ・桜問題等あります。棄権者の投票しない自由には、結果責任を共有する義務が伴うということに覚悟しなければなりません。

また、全県下に新聞報道される投票率は、町民性が問われる問題でもあります。できない理由を羅列するのではなく、どうしたらできるか、お互い知恵を出し、まずは最下位脱出を図りたいという切ない思いがあります。

投票率は、町民の民主政治の度合いを示す指標と言われています。まずは町長の見解から伺います。

次に、質問事項2番目です。コロナ禍におけるサンA川南文化ホール、図書館複合施設の運営についてです。

今の状況に、町民はもとより、指定管理者も困惑されているのではと推測します。どのような協議がなされ、対策が講じられているのか、教育長に伺います。

関連質問、詳細につきましては、質問者席にて伺います。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

何度も、これまでも投票率に関しては議員から御指摘を受けているところでございます。議員の言われるとおり、選挙制度というのは民主主義の原点であるというのは強く受け止めております。それに関して、選挙を受ける側の人間として非常に残念な思いであるというのは事実であります。

先ほどの質問の中にもございましたとおり、平成25年に御指摘があつて、子供への授業をやったらどうかということで、県内市町村には先駆けて行ったところでございます。ただ、相手が小学生でしたので、今回、初めて18歳が投票する機会を得ることができました。その点だけを言いますと、ほかの若年層に比べると投票率は高かったというのはあるかと思いますが、多分それはどこの市町村もそうであろうし、1回だけでなく、これからはっきり——中学生は提案を受けておりますが、コロナでまだ実施しておりません——本当に腹を据えて、しっかりこの問題には向き合う必要があると強く思っているところでございます。

後の答弁は教育長のほうにお願いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 中津議員の御質問にお答えします。

コロナ禍におけるサンA川南文化ホール、図書館複合施設の運営についてでございます。

指定管理者である株式会社図書館流通センター（TRC）とは、毎月、定例会を行っております。また、図書館の運営について情報を共有しております。

現在の状況としましては、貸ホールについては特に制限なく行われておりますが、貸館については定数の50%以下での利用となっております。

また、3密を回避し、マスクの着用や手の消毒、換気を小まめに行うなど、感染防止対策の徹底に努めているところであります。

このTRCは全国に展開している会社で、様々な地域で指定管理を受けております。それを生かして、広い情報網と多くのノウハウを持っております。

令和2年3月に発令された緊急事態宣言時には、一旦、全館閉館しましたがけれども、コロナ禍による混乱の中で、そのノウハウを生かし、国や関係団体が示す基準と照らし合わせつつ、また、他の図書館運営の状況を把握しながら、それを共有して、現在の運営に至っております。

施設の空調改修工事につきましては、令和2年度中に無事工事が完了したところであります。この改修工事により、空調が本来の機能を取り戻し、温度調整はもちろん、空気の換気機能も復活しております。

イベントにつきましては、国より5,000人以下で50%以内という基準が示されておりますので、以前と同じような規模では行えない状況ではありますけれども、今後も指定管理者との情報共有を行いながら施設を提供してまいりたいと考えております。

なお、令和2年度に実施できなかった自主事授業の予算を財源にして、会議室への空気清浄機の設置、Wi-Fi環境の充実によるリモート会議等への対応、暗幕設置によるスクリーン利用への対応など、利用していただく環境の整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○選挙管理委員会委員長（永田 雄三君） ただいまの中津議員の御質問に、私のほうからもお答えさせていただきたいと思っております。

投票率低下の問題につきましては、選挙制度という――先ほど町長も申し上げられましたけれども――民主主義の原点を脅かす問題であり、決して見過ごすことのできない問題だと考えております。

投票を棄権する理由といたしましては、世論調査の結果によりますと、「選挙にあまり関心がないから」が一番多く、次いで、「仕事があったから」「適当な候補者も政党もなかったから」「選挙によって政治はよくならないと思ったから」など、その多くは政治への失望や無関心によるものとなっております。

本町の投票率は中津議員の御指摘のとおり、郡内においても低い水準であることは、我々としても、もちろん承知してございまして重く受け止めております。

低投票率の改善を図るために幾つかの対策を実施しておりますが、詳細やその他の質問についての答弁は選挙管理委員会書記長が御説明いたします。

以上です。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

ただいま委員長の発言にありました、現在行っている取組について御説明させていただきます。

まず、選挙時における取組としましては、行政防災無線やインターネットを活用した投票の促進、また啓発活動、町内施設での啓発ポスターの掲示、選挙公報の配布を行っておるところでございます。

選挙時以外におきましても、若い世代が政治に対して意見を述べる「わけもんの主張」や小学生を対象にした出前授業等の啓発活動を行っております。出前授業につきましては、県内他市町村に先駆けて、平成25年度から町内全ての小学校で、6年生を対象とした授業と全校児童での模擬投票を行ってきたところでございます。

また、新たに中学生の出前授業の取組について、学校授業プログラムの調整を行ってきたところでございますが、現在のところはまだ実施に至っていないところでございます。

令和元年度に実施された選挙では、出前授業を受けた一部の子供たちが18歳を迎え、若年層と比べ、投票率的には高い投票率となっておるところでございます。

また、本年度実施される選挙では20歳を迎えるため、この出前授業の効果を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 平成25年3月、男女別・年齢別・投票所別・地区別等の現状分析は行っているのか質問しました。今回、男女別に年代別・投票所別の有権者数・投票者数・投票率の資料が作成可能になったとのこと。どのように活用されるのか、されているのか、あるいはどのように活用されるおつもりなのか伺います。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、データの的には、選挙人名簿との照らし合わせによりまして、年代別の集計が可能となっておるところでございます。現在のところは、まだ事務局レベルでの集計データでしか保管はしておりませんが、何らかの形で広報等に利用できれば活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） このとき提案しました出前講座が、小学校での出前授業として今までに8回実施いただき、継続中ですが、事後指導はどのようにしておられるのか、今後どう生かされているのか、現状を踏まえて次の一步に踏み出せないのか、現場の責任者として現状に精通された教育長の見解を伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） 中津議員の御質問にお答えします。

かわみなみ給食総選挙の取組は、6年生が4月当初、政治の働きの授業を受けます。そして、さらに選挙管理委員会職員の方が学校に出向き、非常に分かりやすい解説を得た後に、

実際の選挙と同じように模擬投票を行うことで体験して深く学ぶことができます。

内容を言いますと、給食メニューを立候補者に見立てて、実際に模擬投票を全校で行うと。実際の投票を行うということで、選挙についての関心を深めることを目的としております。

今言われました事後指導につきましては、特に選挙を中心的に行う6年生につきましては、各学級で振り返りの時間を設けております。そしてまた、感想文等を書いたりとかして、深くまた理解をするというようなことであります。

それから、学校によりましては、その取組を子供たち自らがホームページで紹介をし、それを家庭や地域へ情報発信を行うと。そういったことで家庭との連携も、地域との連携も図っているところであります。このようなことから、この取組に関しましては非常に高い評価を現場のときからもしておりました。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 十分なる活用をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

令和元年6月、中学生に対する主権者教育の実施について質問しました。答弁は、教育委員会が作成している子ども・学校応援ハンドブックにおいて、本委員会が年間を通じて希望内容に即した講話を行えることを案内しているとのことでした。積極的な提案はしたのか、お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、教育ハンドブックの中に、選挙管理委員会としまして学校授業等の提案をさせていただいております。あと、学校のほうとのプログラム調整等ありますが、十分そのプログラムの中に入れ込んでいただけるように協議は行っております。

ただ、小学生につきましては、昨年度、また令和元年の後半につきましては、ちょっと予定どおり行事が行えなかったところもあるところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） また、中学生への出前授業は実施していないが、授業時間の確保の可否を含めて、内容及び時期等を学校とともに協議の上、可能であれば、積極的に出前授業を行いたいとの答弁。今答弁ありましたプログラムに入れ込んでいただくようにということですが、これは、学校との協議は十分なされているのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

御質問にありました小学生につきましては恒例となっておりますので、授業プログラムのほうに入れていただいております。ただ、前回、回答いたします中学生への出前授業につきましては、現在のところ、まだ調整ができておりませんので、定例の校長会等を通じて、また学校のほうと協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 積極的にやるというようなことでよろしいですね。

では、今の答弁に関しまして、教育長の見解はいかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 中津議員の御質問にお答えします。

中学生につきましては、さらに政治や選挙について深く理解することが大切であるかと認識しております。また、理解すると同時に、自分たちの生活に生かそうとする主体的な活動も重要であると考えています。

中学校3年生では、現代の民主政治に関する授業がございます。選挙権の棄権の増加、1票の格差という具体的な課題について、解決策を考える授業を行っております。

また、中学校では生徒会選挙が行われます。生徒会活動を中心に、自分たちの生活の改善を図る話合いが生徒主体で行われております。これをさらに充実していきたいなと思います。

選挙管理委員会と学校、教育委員会が連携し、深く学ぶ取組を行うことで、身近に迫る選挙に備えてほしいと願っているところでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） では、第6次長期総合計画実施計画書（令和3年度～令和4年度）によると、選挙啓発公立学校出前授業実施事業の活動指標項目に、出前授業実施中学校数、令和4年度、目標2とあります。もう、こういうふうなことでやる気があるのなら、令和3年度から実施したらどうですか。前倒しはできないのでしょうか、お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、第6次長期計画の中の実実施計画におきまして、中学生への出前授業等を計画しておるところでございます。

令和3年度につきましては、学校授業プログラムのほうは事前に調整しないとなかなか急には難しいということございましたので、現在の計画におきましては、令和4年度から実施するということが計画は入れておるところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 前倒しはできないというふうな理解でよろしいわけですか。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

前倒しにつきましては、現在のところ計画では入れてはいないんですが、先ほどありましたように校長会等の中で提案をさせていただいて、可能であればプログラムの中に入れていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 頑張ってやっていきましょうよ。

次、行きます。

一般会計予算、2款総務費4項選挙費の中に、低投票率対策として、平成31年度に需用費21万円、同じく令和2年度も21万円予算計上してありますが、未執行で不用額となっております。どう認識されているのか、低投票率対策に向けての内部協議はどのようになされている

のか、お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

令和元年度予算、選挙啓発費の中で、御質問にありましたように需用費を、予算を計上させていただいておりました。令和元年度につきましては、先ほどありました小学校での出前授業等の選挙結果により、それを反映させた給食の賄費として計上させていただいておりましたが、令和元年、コロナ禍——年度後半にですね——ということで休業等が入りましたので、選挙はできたんですけど、給食のほうまでちょっとできなかったということで、給食費の賄費のほうは執行ができなかったところでございます。

また、御質問にありました令和2年度につきましては、授業自体は、全校はちょっとできなかったんですが、選挙結果による給食の配布のほうは、今年の3月ということで計画しておりましたので、給食のほうは、今年、選挙結果を反映した給食を賄えたところでございます。ただ、予算としましては、コロナウイルス関係対策費のほうの費用を充当した関係で、予算数上は執行していない形になっておりますが、実際、給食のほうは執行しております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） ぜひ、実のある活用をお願いしたいというふうをお願いしておきます。

平成29年度衆議院議員選挙、投票率49.45%のときの投票結果を年代別に見ると、70から74歳の人が67.4%でトップ、男性65.67%、女性68.91%で、有権者18人の高校生を除けば男女ともトップで、60%以上は65歳から79歳の高齢者でした。

反対に、20から24歳の人が26.4%で最下位、19から29歳の人が30%以下で、これは全国的な傾向と一致しているのではないかというふうに思っております。どう対処するか、大きな課題です。

また、投票所別では、松原公民館が60.45%で男女ともトップ、次いで通山別館で、ワーストは漁協38.51%でした。内容を分析して対処することで、投票率アップのヒントがあるのではないかと思います。

そこで、幾つか提案します。まず、広報誌等で投票率郡内最低、最下位であることを知らしめ自覚を求める。そして、選挙前の投票所ごと、年代ごとの投票率とランキングを掲載し、選挙後にどう変化したか公開することを約束し、向上心、やる気、競争心を示してもらうような仕掛けをしてはどうでしょうか。できれば、自治公民館ごとに進捗率、改善率を出したらどうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

選挙結果データを何らかの形で投票率向上のデータとして活用できないかということでございますが、御質問にありました投票入場券等に関しては、実際、はがき大のスペースで入場券等配付をしておりますが、何らか書面スペースを見つけて対応が取ればというふうに考えたところでございます。

また、世代別、投票所別のデータが出ておりますので、こちらにつきましても個人が特定できない範囲、また配慮をした上で公表して選挙啓発に活用できたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 課長は、私が次、質問しようと思ったことを先に答弁していただきましたけども。

私が質問したのは、さっき言ったように年代別なり地区別のランキング、それを示して、みんなで啓蒙活動をしていこうじゃないかと、それができますかどうかということ質問したわけなんです。いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 御質問にお答えします。大変失礼しました。

データとして十分活用できる部分があると思いますので、先ほど答弁させていただいたように個人が特定できない範囲において活用を、十分考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 次は、有権者への投票所入場券の発送は、これは必ず発生します。我が町の場合、はがきでありますのでスペースに限りがありますが、啓発メッセージの記載はできないでしょうかということなんです。厳しい我が町の選挙状況が有権者に直接伝わり、心をくすぐるような表現が有効だと思いますが、例えば、これはいいか悪いか分かりませんが、「思いが籠もった貴重な1票」とか、「その1票で国が変わる」など、短文で、はがきスペースに収まるようなアイデアを出したらどうだろうかというふうに思っております。経費ゼロで実施できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

大変貴重な御意見、ありがとうございます。

御質問にありましたように、現在、入場券のほうははがき大サイズでございますので、紙面的には限られておりますが、何とか投票所に足を向けてもらう、興味を持ってもらうような取組を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） ぜひ、具体化していただくといいなというふうに思っております。

投票年齢が18歳からになった今、投票立会人を若者にして、若者が行きやすい投票所の雰囲気づくりをし、選挙への関心を持ってもらう絶好の機会にできないかと思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

投票立会人の選考につきましては、今年度も公募による募集をホームページで行ったところでございます。やはり若年層の皆様の立会人の公募、申出を期待しておるところでございますが、基本的にその中から選出して、お願いすることになっているところでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） これは、待っていても改善はできないということを申し上げておきたいと思います。

では、次ですけれども、高校生や若者に期日前投票所の受付係や用紙交換係等、選挙現場を体験してもらう機会を設けて、友人、知人に期日前投票をSNS等で発信してもらってはいかがでしょうか。このような考えはいかがか、お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

貴重な御意見だと思います。先ほどの投票立会人のことも含めまして、可能な御意見、取組につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） SNSの第2弾ですけれども、投票率が30%以下の19歳から20歳の有権者、リーダーシップを持っている人たちにお話をして、SNSで投票を呼びかける方策を考えたいかがでしょうか。これは、もちろん選挙違反にならないような方策が必要だろうと思いますが、そこ辺の知恵は出せないか、お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

先ほど御意見頂きましたように、いろんなツール、活用を使って投票に関心を持ってもらう、また、特に若年層の世代の皆様投票に関心を持ってもらう方法としまして十分活用できるのではないかと思いますので、十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） いろいろ私案を申し上げました。その中で取捨選択していただきまして、実行に移せるようなものがあれば、ぜひ移していただいて、投票率アップにつなげていただければよろしいかというふうに思います。

では、町長に質問します。

以前、選挙管理委員長は、投票率向上を目指す活動は郡内いずれの自治体も同様の対策を行っていて、啓発活動の水準に大きな格差はなく、選挙管理委員会として、有権者に対して行う選挙啓発にも限度があると、苦しい胸のうちを察するに余りある言葉で答弁されました。この言葉に対して、どのように受け止めておられるか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭にも答弁させていただきましたけど、選挙制度というものに対して、我々ができることはしっかりやるべきであると。なぜかと申しますと、民主主義を支える原点であるというのは、選挙に出る身としては、やはり批判されるよりも無関心であることのほうが一番つらいというのは身をもって思っておりますので、その考えについては変わりませんし、少しずつでも、必ず何かやれる方向は探す気持ちではおります。

○議員（中津 克司君） 壇上での質問に対して、腹を据えて向き合うというふうな答弁も頂きました。ひとつよろしくお伺いします。あなた任せではなくて、当事者意識を持って、みんな意識して行動を起こさないと事態は変わらないことは確かです。政治に関心を持つ

ていただき、投票率郡内最低、最下位から脱出をしたいものです。「まずは投票に行きましょう」ということを申し上げ、次に行きます。

コロナ禍で、異常事態の中でのサンA川南文化ホール、図書館複合施設への指定管理者としての対応、運営状況を伺います。

契約書に異常事態時の対応は明記してあるのか、お伺いします。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

契約書に異常事態時の対応が明記してあるのかということの御質問でございますが、委託先と契約書を結んでおりますが、その中で指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合には、町と指定管理者はお互いに誠意を持って協議をするという規定がありますので、これに基づいて対応しているところであります。

また、この仕様に定めがないものもありますので、月2回、指定管理者との会議を行って、別途、協議を行っているところであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） 自主事業ですけれども、自主事業は文化ホール運営委員会で提案、承認されたものと思いますが、現実に実施できませんでした。計上されている予算270万円はどのように処理されたのか。一部、教育長からも説明がありましたけれども、担当課長の説明を求めます。

○教育課長（山本 博君） 再度、中津議員の御質問にお答えいたします。

自主事業の予算270万円の部分でございますが、令和2年度につきましては、コロナ禍と文化ホールの空調設備工事を3月に行った関係もありまして実施できていない事業がありました。その予算の取扱いについては、基本協定の第41条と、年度協定も結んでおりますが、第5条に基づきまして指定管理者と協議を行い、ウイズコロナのための環境整備を行うこととしております。

教育長の答弁にもありましたように、備品を購入するという形を取りました。非接触式の検温器、通信環境の整備でWi-Fiの設置、そしてリモート研修に対応するための暗幕の設置、また、空気清浄機とパーティションなどの備品購入に充てたところであります。そういった形で、町民の利便性向上に配慮するような予算の執行を行いました。

以上です。

○議員（中津 克司君） 施設の充実に寄与したというふうなことでよろしいですね。

では、図書館ですけれども、図書館の定期事業、読書普及活動事業などですけれども、事業計画の実施状況はどうであったか伺います。

○教育課長（山本 博君） 再度、中津議員の御質問にお答えいたします。

図書館の定期事業の実施についてということの御質問でございますが、この図書館の定期事業につきましては、閉鎖期間が4月、5月、8月にありました。にもかかわらず、事業自体は大方実施をしております。講演が1件、講座が1件が開催ができていない状況でありま

すが、あとの予定したものは実施できたところでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 文化ホール、図書館の未実施事業の代替案は検討されているのか伺います。

○教育課長（山本 博君） 未実施事業の件でございますが、今年度も新たに自主事業等も計画をしております。それが、その代替案になるかどうかはちょっと分かりませんが、新たに事業を計画をしているところであります。

図書につきましては、そういった図書に触れる機会を維持したいということから、学校への配本と、また、リーフレット作成、SNSの配信等も力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） お互い、相互にコンタクトを取りながら進めていただきたいというふうに思います。

令和3年度定期監査の結果報告によりますと、図書館の利用状況はコロナや工事の影響で大きく減少しています。

入館者数2万9,735人で、前年比2万6,327人の減少、貸出冊数6万3,991冊で、前年比1万9,712冊の減少でした。

図書館資料総数11万8,535冊で、前年比1万27冊の増加です。内訳は、一般用図書6万2,985冊で、1万2,719冊の増加と急激に増えています。資料収集方針及び選定基準があるわけですが、増えた一般図書はどのような分類のもので、急激に増えた要因は何か伺います。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

増えた一般図書の分類でございますが、児童図書と郷土・行政資料以外のものが一般図書に分類をされております。

また、急激に増えた要因はということでございますが、令和元年度に図書館流通センターから報告を受けた数字の積算の仕方に誤りがありまして、令和2年度との一般図書との冊数の差が大幅に増えたことになっております。実際は令和2年度と近い数字になっておりますので、元年の報告が少し間違っていたといったところから差が出たということでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 定期監査の報告書、これは町長まで報告が行きます。指定管理者、図書館流通センターには緊張感を持って仕事をするように、ミスのないように、そこ辺が一番基礎になります。毎年発行する要覧も一貫性がなくなりますので、そこ辺の指導を十分行うようお願いしておきます。

では、次ですけれども、昨年、不明冊数13冊でしたが、入館者数減、貸出冊数減なのに66冊と、大幅に53冊も不明冊数が増加しております。何か理由があるのか、対策は講じられてい

るのかお伺いします。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

不明冊数が増加しているということですが、理由については特に考えられませんが、考えられるとすれば、貸出手続をせずに持ち出したということが考えられるのではないかなというふうに感じております。

図書館流通センターのほうでも年に1回、2月に1週間ほどの休館をしまして、館内図書の確認を行っているところでありますが、そういったときに判明するといったところであります。

対策としては、出るときにセキュリティーの強化ということで、図書館を出るときにセンサー等できっちり管理をするということがベストじゃないかなというふうに思いますけど、多額のコストがかかりますので、今現在は職員による見回りで対応しているところであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） 令和元年に、常に新鮮でバランスの取れた資料構成の維持、充実を図るため、資料除籍基準を明確にしたらどうかと提案しましたが、現在、有効活用はされているのかお伺いします。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

除籍基準の件で御質問を頂いております。令和元年にも議会のほうで答弁しておりますが、そういった基準案というものを作成しまして、一応試行期間という形で2年間、この基準に沿った形で除籍を行ってきました。運営上、問題はなかったと思っております。令和3年7月の除籍が終わりましたら、令和4年度に向けて実際の執行を考えているところであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） コロナ禍でありますけれども、図書の消毒は十分に行っているのかお伺いします。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

図書の消毒ということですが、ドームの入り口に消毒と体温の測定を設置しまして対応しているところであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） 図書の消毒は行っているということで理解していいですね。よろしいですか。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

本の消毒についてということですが、この件につきましては確認をして報告したいと思います。

以上です。

○議員（中津 克司君） 指定管理料は、工事やコロナ蔓延防止で行事実施等減少したため、100万円の減額を行っていました。これは、監査結果報告によるわけですが、では、支援をしております財政支援団体についてはどうだったのか。所管課がまたがりますので、これは監査委員、よかったですらお願いします。

○代表監査委員（永友 靖君） 財政的援助団体への補助金につきましては、新型コロナの影響で事業の縮小あるいは中止ということがありまして、事業費が計画より減少した団体については交付金の減額あるいは返還という処理ができておることを確認しております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時53分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

ただいま教育課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○教育課長（山本 博君） 先ほどの中津議員の御質問に答弁できていない部分につきまして、答弁をさせていただきます。

図書館の本の消毒ができていますのかということでございますが、貸出しをして、その返却があったときに、その本を消毒をして直しているといったところで対応しているということでございます。

以上です。

○議長（中村 昭人君） 次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました質問要旨通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、町内の老舗旅館の閉鎖関連について質問いたします。

いつ頃創業されたのかは存じません。私よりも年齢が上の方は御存じかもしれませんが、大相撲巡業で力士が宿泊されたこともあるほど、古くから由緒ある割烹旅館として、私が小さい頃、以前から営業されておられた竹乃屋さんが、このたび閉鎖されました。旅館業のみならず料亭あるいは結婚式場として、町民はもとより町外からも多くのお客に利用され、にぎわっていました。

これまで、いろいろな意味で町内経済活動の先駆者として活動いただき、今でこそ多くの類似料理屋や飲食店がありますが、数少ない、多くの方々の交友の場だったのではないのでしょうか。結婚式の減少や長引く経済的不況もあり、近年では苦しい営業を強いられていると

のうわさもありましたが、まさかと驚きでもあり、非常に残念でもあります。

これまで川南に滞在される方には唯一ともいってよい宿泊施設であったわけで、少人数での個人的な利用をされることもあったでしょうし、団体としても町内運動施設を利用するスポーツキャンプや12月のモーツァルト祭には、この施設なくしては成り立たなかったのではないのでしょうか。

関係される方からは、キャンプあるいはイベント等や催しには御理解御協力を頂き、非常に便宜を図っていただいたこともあったと聞いたことがあります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

道路や橋等の交通手段がインフラ——インフラストラクチャーの略でしょうが、インフラという言い方をよくされますが、閉鎖されたような宿泊施設も、私は町内に必要な施設、社会的インフラと言っても過言ではない気がするわけです。例えば、町内に医療機関がないと町民は大変困り、不安が生じます。住民の福祉向上には欠かせない医療機関も大切なインフラの一つと言えるゆえんです。同様に、宿泊施設ですから町民が直接的に宿泊することはあまりないのかもしれませんが、親戚など多人数が遠方から来られた場合にはお世話になり、先ほども申し上げましたが各種イベントや催し事には必要な、ないと困る施設であり、インフラと言える社会基盤ではないのでしょうか。町が直接手を下す事業でなくとも、町の公共施設を利用したり、各種機関、団体が計画、実施する事業には、どうしても宿泊が伴うものがあります。

町長、町内に宿泊施設はなくとも、近隣の市町村に宿泊すれば事足りる、目的は達成されるとお考えでしょうか。それとも、宿泊施設が町にとって必要な、なくてはならない施設であり、インフラの一部という御認識はおありでしょうか。

また、施設が閉鎖されて数か月しか経過していませんが、何か困ったことはなかったのでしょうか。まず、2点をお伺いいたします。

あとの質問は質問席でさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われるように町内の老舗旅館、聞いている範囲では昭和12年に創業されて83年になるのでしょうか。非常に本町にとってはなくてはならない施設であるというのは、我々も十分認識しているところでございます。

口蹄疫後ぐらいから結婚式等が減って、いろいろ大変であるというのは十分聞いておりましたし、特に三、四年前より経営悪化の話を知っていましたので、社長との協議は内部ではさせていただいておりましたが、具体的な内容には踏み込めずにいました。

そのような状況の中、抜本的な改革が必要だということで事業再生を目指し、県が企業支援のために行っている再生支援協議会に申請され、スポンサーとなり得る企業もあり、再建に向けて努力をされていると聞いていたところでございます。

しかしながら、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、今後の収益が非常に見通

せない状況になったということで、やむなく破産手続に至ったようでございます。

コロナに関しては、ほかの飲食店同様、いろんな支援策は当然行ってきたところでございますが、特に町内にある5団体——農協、商工会、漁協、それから観光協会と町と、この5者でいろんな協議を重ねております。

今後、同じような形態で事業を継続してほしいということをできた場合には、しっかりと協力をしたいという協力協定書なるものも作成して、いろんな金融機関等の話とかには、こちらと一緒に話の中には入っていきたいと考えておりますし、また、この5者で町内の優良企業に同一な事業内容での事業実施について、お願いに行くこととしておるところでございます。

繰り返しになりますが、町としてはなくてはならない施設でありますので、今後、企業誘致等を含めた新たな取組等も展開していきたいと考えておるところでございます。

すいません、1つ抜けておりました。今までの中で困ったことがなかったかと。やはり宿泊施設がないということは、キャンプもそうですし、いろんな会議で泊まれないと。たまたまコロナでしたので、そういう機会が例年からすると減ったのは事実であります、やはり宿泊を兼ねた会議、キャンプにとっては大きな痛手となっております。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長も、なくてはならないという御認識ではあられるようですが、なくてはならない、さらにインフラ、それ以上のインフラだという御認識はお持ちでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） インフラの定義をどう取るかは別として、なくてはならないということはインフラであるという、同義語だと感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） インフラの定義、町長がおっしゃるようにいろいろあるでしょうけど、経済活動、社会活動を営む上で必要だという意味では、やはりインフラストラクチャーと言えらるんではないかと思っております。何も公的なものだけを指すんじゃないかと思っております。先ほど言いましたように医療機関等もインフラだと言えらると思うんですけど、同様だと思っております。インフラだという認識でおられるというふうにとっておきます。

で、困った点はキャンプ等であったんではないかということですけど、具体的にキャンプの問合せとか、いろんなことは町になかったものなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど言いましたとおり、具体的にはコロナが始まった時期に、当然キャンプを迎える時期でもありましたので、従来の野球、それからサッカー等いろいろありました。

○産業推進課長（河野 賢二君） 蓑原議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な問合せはあったかということだったんですが、ほとんど中止という連絡はございました。ただ、サッカーについては、やりたいということがありました、福岡県の高校ということで、途中で中止という連絡を受けた経緯はございます。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） コロナ禍で自主的に中止されたというようなことが多かったようですが、私もちょっと気になったんですけど、毎年5月の連休には、課長が今おっしゃったように福岡の高校から何日か来られていましたですね。だから、今年はないのかなと、ちょっと気になったところです。

町長も日頃から川南町の運動公園、運動施設は、宿泊施設との近さを自慢していらっしゃいます。確かにそのとおりであると思います。町の運動公園の価値を高めるためにも、やっぱり宿泊施設とのセットで考える必要があると思うんですけど、そして町長もスポーツによる交流を常日頃からうたっていらっしゃいます。今後も、このスポーツ交流というのは継続されるおつもりなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今後もスポーツランド構想というのは事業展開の核になっていくと思っております。

○議員（荻原 敏朗君） そうであるなら、やはり宿泊施設とのセットを考えていかれるべきじゃないかと思うわけです。先ほどもちょっと言いましたが、場合によっては町外から来てというのも物理的には不可能じゃないと思うんですけど、それで事足りるというふうにお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申したとおり、なくてはならない施設ということは、当然セットであってほしいという望みも入っております。

○議員（荻原 敏朗君） ちょっと私の取り方なんでしょうか。歯切れが悪いような気がするんですけど。やはり町内に泊まっていただいてキャンプ等をやっていただくのが望ましいという理解でよろしいんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、それが前提だと私は思って話をしているところです。セットでお願いしたいと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひ、町内に泊まった上でキャンプ等、いろんな事業等も展開していただくのが第一義だということで進めていただきたいと思えます。

ところで、町長、冒頭にちょっと申されましたけど、三、四年前からちょっと苦境に陥っているというのは御存じだったということですけど、承知していらっしゃったということでしたけど、私企業のことですから立ち入りにくい面も多々あるかと思うんですけど、もし、されたことがあるのなら、どういうことをしたんだけどもということ差し支えない範囲でお聞かせ願うとありがたいんですけど。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申しましたが、県の企業支援ということで再生支援協議会ということに申請されまして、スポンサーを見つけて事業継承、契約寸前のところまでいったんですけど、御存じのとおりコロナということで、現在のような状況になっているところであります。

○議員（荻原 敏朗君） 県の事業を申請されたというのはおっしゃったところなんですけど、町の関与はどうだったんでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

町の関与ということでございましたけれども、先ほどから議員もおっしゃいましたとおり、分けて考えますと、やはり民間の事業者ということで、直接的な関与は、その段階ではできないという状況を見ておりました。

ただ、先ほど町長からもありましたとおり、間接的にはスポーツランド構想の中で宿泊の助成とか、それはずっと続けてきて、それ以上にまた力を入れていこうということ取組の強化をしていたという状況でございます。

具体的な再建についての取組というのは直接的にはしてないという状況でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 直接的には何も——何もということですけど、言い方はちょっと失礼になるかもわかりませんが——やらなかったということですけど、何か反省点とかは、この竹乃屋さんの閉鎖について、ああすればよかったとか、そういうことはなかったのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 副町長も答弁いたしましたけど、行政として、ある一定のラインは当然引くべきであると思いますが、我々サイドとして、新会社設立に向けて計画を進めておられましたし、契約直前であるということと同時に見守っていく立場でありましたので、残念ながらコロナによる、言えば資金面でのクリアが困難になったということで断念という形になりました。非常に残念であると思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 残念であるということですけど、確かに私も残念です。

しつこく、反省点はありませんかとお聞きするのは、宿泊施設だけでなく、似たようなケースがあれば、今後に生きるということで、検証はぜひ必要だと思うんですよね。例えば、農業だって商店だって利子補給制度とかあります。私企業のことですから、できる範囲というのは、手を出せない部分というのが十分承知します。でも、行政としてインフラという認識がなかったのかなと、反省すべき点があれば検証すべきじゃないかと思うわけですよ。

それともう一点、今年はコロナの影響で自主的にキャンプなどを中止されたんでしょうということでしたけど、これは、今は日本製鉄鹿島ですけど、住金と言っているときに、コーチの方にお聞きしたんですけど、ほかの自治体——そのときは鹿児島市だったんですけど——からも声がかかっちゃってやがという話は宴席でお聞きしたことはあるわけですけど。今年、来られなかった方等についても、アフターケアというんですか、つながりを、ぜひとっとっていただきたいと。一度切れてしまうとなかなか、たこの糸じゃないですけど、また結び直すのは難しいと思いますので、その辺のケアをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、非常に重要なことでありますので、毎年行き来はしておりますし、今回は通称鹿島に関しては県外の往来を自粛してくださいと、東京自ら自粛しますという宣言のさなかでありましたので、向こうから電話がありまして申し訳ありませんがということでした。

言われるように、一度切れるとなかなかつなぎにくい面は十分あるかと思しますので、常にこちらからも連絡は取って、いろんな電話はしているところでございます。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひ、お願いしておきます。

それから、先ほど町長、今後の動きについても少し述べられましたけど、具体案、具体的な動きがありましたら、これも差し支えない範囲で結構ですので、お聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 専門的な話になると副町長に答弁させたほうがよかったかもしれませんが、現在、破産管財人がおられますので、その中でいろんな交渉事は進んでおりますが、仮にそれが契約成立しなかった場合は競売という形になるかと思います。秋頃になるというふうには聞いております。

その中には幾つか候補もありますが、改めて町内の優良企業には、関係5団体として正式にお願いに行く予定であります。

○議員（荻原 敏朗君） 町内優良企業にお願いに上がろうかということですが、それは宿泊施設継続を前提でのお願いということですか。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭に申しましたとおり、なくてはならない宿泊施設でありますから、同一企業、同一形態ということを条件にお願いをしたいと考えております。

○議員（荻原 敏朗君） お願いしたいということですか。まだ、具体的にアクションされていないということですかね。もし、少しでもされとって、反応いいよねとか、いや、なかなか厳しいよとか、何かありますか。

○町長（日高 昭彦君） 具体的にやっているところもありますし、これからのところもあります。

○議員（荻原 敏朗君） 今のところ、ちょっと感触は言えないということですね。

町長、今のような宿泊施設を前提で動いていращやるということですから、安心とまではいきませんが、そうなればいいなという希望的観測を持っていますけど。

先ほど町長おっしゃいましたように、今、管財人が入っているということですが、これが競売になって、もしかしたら違う業種の方が落札されて、ほかの仕事をされないとも考えられないこともありませんので、ぜひその辺はよく注意しとっていただきたいと思うわけです。

この問題は何でもかんでも大事なんですけど、よく喫緊の課題といいますけど、あんまり先送りできないと、検討している暇はないというような課題だと思いますので、ぜひ早めに手を打っていただきたいと思います。早めに手を打つということは、手後れにならないようにという意味です。

私、やはり、この宿泊施設は町のステータスというだけでなく、いろいろそのほかにも影響はあると思うんですね。例えば、仮に企業が立地しようとしたときに、宿泊施設もない町なのかという判断基準の一つにもなりかねないでしょうし、町の付加価値の一つでもあると思うんですね。

町長もおっしゃいますように、私も理解しますが、行政が、私企業のことですから、一企業のことですから、手を出せる、援助できる範囲というのは限られているでしょうし、難しいと思いますけど、可能な限り手を尽くされることを希望したいと思うわけです。何かあればお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） まさしく、そのとおりでございます。

これまでも何度も協議を重ねておりますし、いろんな団体、金融機関も含めてですが、我々行政としてできることは全てやって、しっかりと前に進みたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひお願いしておきます。

運動公園の価値は、町長も常々おっしゃるように宿泊施設と距離が近いと、そんなこともあるでしょうから、ぜひ宿泊施設として、町民が望むような宿泊施設として、再度残るような形でされることを希望しておきます。

次に、第2次川南町教育振興計画についてお尋ねいたします。

令和3年度から令和7年度の5か年計画の期間を対象にした川南町の教育振興のための基本計画、これですけど、我々にも配付いただきました。拝見させていただいたところですけど、よく検討されて、各方面にわたり記述されていますけど、少し気になる点がありましたので、お尋ねさせていただきます。

それぞれについて課題を上げられておられ、今後の取り組むべき、推進すべき方策が上げられておりますが、中身を何度か見ましたけど、成人教育やら地域教育、いわゆる社会教育と言われる分野についての記載があまりないような気がするわけです。社会教育と言われる部分への踏み込みが、ちょっと少ないんじゃないかという気がしたわけです。

教育長の教育委員への議案が提案されたときの経歴では、合併前の須木村で社会教育主事として御活躍のことも載っておりましたが、学校教育だけでなく社会教育についても造詣が深く、当然、社会教育分野における成人教育の重要性も御認識であると推察するわけです。

教育にはいろんな捉え方があるんでしょうが、学校教育、社会教育と、そういった切り口もあると思うんですね。行政が関わるべき、いわゆる教育行政の双壁と言ってもいいんじゃないかと思うわけです。

海外では、社会教育、英語で言うとソーシャル・エデュケーションというんでしょうけど、じゃなくて、アダルト・エデュケーションという国も、教育長は御存じでしょうけどあるみたいです。

そのくらい、成人教育というのは社会教育分野での重要な部分ということですけど、成人教育、地域教育を教育委員会としてどのようにお考え、どういうふうに位置づけられていらっしゃるんでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいま、蓑原議員の御質問にお答えいたします。

蓑原議員が言われますように、社会教育は生涯学習の中核を担う大切な教育であります。定義の中には、学校の教育課程を除く全てのものを社会教育というということで、本町でも

いろんな講座等はあるわけですが、今、御指摘がありました地域社会における教育の在り方につきまして、今、問われているのではないかなと私は認識しております。

こうした状況の中で、私たちは今こそ、これからの地域社会の在り方、また、そこでの教育の在り方について、率直に問い直してみる必要があるのではないかと考えています。

そして、何より大切なことは、地域の教育力を確立し、地域の人々の誰もが自分の住む地域に誇りと愛着を持って、その中で地域の大人たちが手を携えて子供たちを育てていくと、そういった環境を醸成することが大事ななと考えています。

したがって、地域社会が単に人々の地縁的な結びつきによる活動だけではなくて、同じ目的や趣味、関心によって結びついた人々の活動が活発に展開されることが大事ななと考えています。

令和2年度に、実は生涯学習推進本部を全庁的に立ち上げました。そして、生涯学習まちづくり推進計画を作成し、各課に生涯学習担当者を位置づけています。そして、その担当者は求めに応じて出前授業を行うなど、実際に自治公民館での出前授業も行っていますが、現在のところ、コロナ等でなかなか実施できない状況ではありますが、これを起業にも生かしていきたいなということで、生涯学習の中核的な役割を担う成人教育、うちには青年団がありませんが、若者連絡協議会というすばらしい組織もありますので、そこへの学習提供とかそういったことも、今後、教育委員会としても考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 私の聞いたかったことを全て、今お答えいただいたような気もするんですけど、もうちょっと詳しくお聞きしていきたいと思えます。

川南町の社会教育は、今、総合福祉センターができております川南町公民館という、かつては県下でも一番大きい公民館ができていたところを中心にやられてきた歴史もあるわけです。ひょっとしたら教育長も御存じかも分かりませんが。

生涯学習とおっしゃいますけど、また英語になってしまいますけど、ライフ・ロング・エデュケーションという言い方しますよね。学校教育も含めて、幼児から高齢者まで含めての生涯教育ですね。だから、極端に言えば学校教育以外の教育でしょうから、物すごい分野が広いわけですが、講座等はやられていると、これはこれで立派なことだと思います。個人の知識なり教養なりを高めることは非常に大切なことで否定はしませんけど、やはり教育長おっしゃったように地域教育、成人教育というような、これは必要だと思うんですよね。

学校教育というのは、もう完全にマニュアル化といったらおかしいですけど、勉強したい人が基本的に学校に行って、そこで先生がいて講義を受けたり、いろんな指導を受けて勉強すると。

社会教育というのは、なかなか標準化というんですか、されていなくて、非常に難しい面はあると思うんですけど、なぜこれにあまり書いていないのかなというのをお聞きしたいんですけど。

○教育長（坂本 幹夫君） 蓑原議員、御指摘のとおり、施策の目標1に、町民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進と掲げてはいますが、その社会教育の充実の中で、社会教育関係団体との連携強化と社会教育施設等の機能の充実という文言で言われるように、もう少し具体的に、どうしていくのかということが、やっぱり求められるのかなと思うんですが、一番は、私が考えるには、やはりネットワークをどう構築していくのかということと、学習機会をどう提供していくのかということ。

そのために、生涯学習まちづくり推進計画を基に、今後、具体的に進めていきますので、この教育振興基本計画と町の長期総合計画と生涯学習まちづくり推進計画の3つを重ね合わせながら、今後、具体的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひお願いしたいんですけど、私、一つ考えたのは、あんまりこれに触れていないのは、社会教育の分野の仕事が、一部、役場部局に行っていると、まちづくり課に、その辺の弊害もあるのかなという気もしていたんですけど。

もう一つは、社会教育主事が置いていないと。社会教育法では、何条か忘れちゃったけど、置くことになっております。以前、質問したら、県は置かなくてもいいとまでは言われなかったけど、強くは推進していないというようなお答えもありましたけど。そして、別な機会にお聞きしたときは、次の異動では考えますということもあったんですけど、現在も社会教育主事というのは、教育長は多分資格を持っていらっしゃると思うんですけど、教育長じゃ、ちょっとまずいと思うんですね。

今後どのように、その社会教育主事の設置はお考えなんでしょうか。できましたら、執行部にもお聞きしたいんですけど。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

執行側としましては、以前も申しましたとおり、やはり社会教育主事の設置というのは、非常に重要な位置を占めると考えております。

よって、今後、やはり現職員を研修に行かせて、そして資格の取得をして、生涯学習、社会教育の充実に向けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（坂本 幹夫君） 蓑原議員の御質問に再度お答えしますが、社会教育法第9条の第2項に都道府県及び市町村教育委員会に社会教育主事を置くと、これは、もう定められておりますので、置かなければなりません。

そこで、今回新たな教育対策監が本町に来たんですけども、昨年のコロナで、実は大学での社会教育主事の資格講習がなされませんでした。

そこで、県にお願いして、社会教育主事の資格を持った教育対策監を派遣してほしいということで、現在、教育対策監が、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体となった取組の指導、助言という形で携わってくれています。

次年度あたりから、本町の教育課の職員に大学等で講習を受けさせ、そして社会教育主事としての資格を有させ、社会教育の中核的な役割を担わせるように、今、準備を進めているところでございます。

○議員（荻原 敏朗君） 準備を進めていらっしゃるということですが、それは来年やりますよという理解でよろしいですか。

○教育長（坂本 幹夫君） そのように、次年度、コロナの影響がなければ派遣をして、40日間程度の講習になるんですけれども、資格を有させて体制整備を図っていきたくというふうに考えております。

○議員（荻原 敏朗君） 教育長はうそはおっしゃらないでしょうし、そういった気持ちはないでしょうけど、この議会が乗り切れればそれでいいやということではなくて、ぜひ、議会発言は守っていただきたいと思います。そういうつもりで、こちらも一生懸命勉強して質問しておりますので。

それと、教育長、若連協のことをおっしゃいましたけど、その前に、この中に婦人教育についても、あんまり触れていないんですね。ちょっと婦人教育という言葉が1か所だったのですかね、出てきたくらいで。

川南町は婦人団体も、いろんな団体が集まって連絡協議会をつくっております。これは地域婦人団体、いわゆる婦人会が、かつては各地域にあったわけですね。それを町でまとめて地域婦人団体連絡協議会というのが結成されていたんですけど、地域の婦人会がほとんど機能しない、なくなってしまったということで、いろんな団体が、各種団体が連絡協議会をつくって活動していらっしゃるわけです。これが発足した当時は、当時の教育委員会の指導者、御婦人の指導者もいらっしゃいました。県下でも初めてのことだったんでしょう、県からしょっちゅう視察、県教委からも来られたし、いろんな団体からも来られたことがあるんです。

婦人団体の教育というんですか、援助教育については、どうお考えでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 荻原議員の御質問にお答えします。

少し私の経験からお話ししてもよろしいでしょうか。

私も、かつて須木村と南郷村教育委員会で婦人連絡協議会の担当をさせていただいておりました。川南町に帰って来たときに、まず驚いたのが、川南町は各種女性団体連絡協議会があるということでありまして。8つの女性団体連絡協議会が一致団結しながら、それぞれの交流を図ったり、目的を達成したり、ボランティア活動も非常に熱心にされております。

そういうことから、川南町は非常に進んでいるなということを実感しておりますので、私たちができることは、いろんな援助のほかに学習機会の提供、あるいは相談とか、そんな形で各種女性団体連絡協議会と関わっていきたくと、こう思っています。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひ、お願いします。住民の半分は女性ですよ。これ、商店

街のある方に以前、聞いたことあるんですけど、商店街でびしゃっとしている、もうかっているところのお店は奥さんがしっかりしちよっとよねと。奥さん、女性ですよ。だから、本当、女性の役割というのは非常に大きいんだろーと思います。ぜひ婦人教育、女性教育についてもよろしくをお願いします。

先ほど若連協の利用をおっしゃいましたけれど、実は若連協は、つくったきっかけは、これも幾つかの団体が集まってフェスティバルをやっていたわけです。そのときに、それをやったら夏場——春先から準備して、夏にお祭りが終わったら、はい解散という形だったんですけど、反省会の中で、これでまた来年まで会われんとはもったいねえよねということで、当時若者の中にも何人かリーダーがいたわけですけど、その何人かが、じゃあ婦人団体をまねして俺たちもつくろうやということで若連協というのが発足したわけです。若連協ができた当時も、この若い男性の集まりというのも県下で珍しかったわけですけど。

そのようなことで、そういった川南は新進気鋭の素地もありますので、ぜひ教育長、お願いします。地域教育のこと、もうちょっと振りたかったんですけど、時間がありませんので、またの機会にさせていただきます。

次代を担う青少年の教育というんですか、これは大変大事なことだと私も認識しておりますけど、その次代を担う若者に築く礎、礎を築くための成人教育というのも負けず劣らず必要ではないかと思うわけですね。ぜひ、お願いしときます。

次に、G I G Aスクール構想についてちょっとお尋ねしてちょうか、お願いしておきたいと思えます。

臨時議会においてタブレットの購入契約の議案が提案され、可決されました。I C T教育というのは避けて通れない時代の要求だと思います。積極的に教育委員会が取り組み、成果を上げられようとしているのは、奮闘されているのは十分承知しておりますが、さきの宮日新聞では、本町などが使用開始が6月以降で、既に利用が始まっている自治体もあるとの報道もありました。臨時議会では、本町の後れはないし、支障は生じないという答弁でしたが、既に開始している自治体もあるようですよね。それと、他自治体の格差はどうなんだろうかと。

それと、そのときもちょっと質問出たんですけど、その端末、1人1つずつ渡すわけですけど、それを持ち帰りについては、持って帰っても環境が整っていないところもあるかと思うんですけど、今後どうされるおつもりなんでしょうか。その2点をお聞きします。

○教育長（坂本 幹夫君） 荻原議員の御質問にお答えします。

これからのG I G Aスクール構想につきまして、御提言を頂きましてありがとうございます。

実は、小学校5、6年生と中学校には、もう入っております、あとの残りは8月までには入るということですが、実態として、その活用はどのようにしているのかということで調査をしたところ、各学校でそういうI C Tにたけた先生たちもおられて、それから業

者がタブレットの使い方等について研修を行うこともあって、実際に多くの学校でタブレットを使った研修は今試験的に行っております。

昨日、業者の方が教育委員会に来られましたので、他の市町村はどのようにタブレットを文房具代わりにしているのか、保管はどうしているのか、故障した場合はどうしているのか、あるいは家に持ち帰りはどうしているのかということを探ねました。現在、整備されているのは日之影町と、それから西米良村は家庭の環境整備が整っているそうです。しかし、その以外の市町村は、まだそこまで環境が整っていないので、まずは学校で活用するというようなことをございます。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 一番は、西米良、日之影町がどうやってWi-Fi環境を各家庭されたのか存じ上げませんが、格差が生じないように、生徒同士の。そして、できたら全員が持ち帰って自宅学習もできるようにしてほしいと思います。

それと、これは個人的な問題ですけど、パソコン等が入りだして、字は読めるんだけど書けなくなったような気が、私個人はするんですよね。ぜひ、その辺も実際の字、読むだけでなく書けるちゅうことも御配慮いただきたいと思います。

次に、地球温暖化関係について質問させていただきます。

いろいろな地球温暖化による弊害が出ております。大きく言うと、海水面が上がって、島が消えて国がなくなるようなところもあるくらいですけど。いろんな温暖化による気象現象の異常もあるようですが。トランプさんが退場されてから、世界的にもカーボンニュートラルということで炭素排出量を減らそうというのがトレンドになってきておりますけど、農業を基幹産業と標榜する川南町でも、農業についても、カーボンニュートラルに対する圧力がかかりそうな勢いなんですけど、課長は御存じでしょうけど、化学肥料や化学農薬を減らそうということなんですけど、現状はどうなっていますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 荻原議員の御質問にお答えしたいと思います。

化学農薬、化学肥料ということだったんですが、現在、有機農業というものが、町内でも幾つかの団体で実施されております。ただし、それがたくさん広がっているわけではなくて、幾つかの団体にとどまっているというのが現状でございますが、JAのブランド関係でいいますと、従来の化学農薬等を半減するという取組がなされておるように聞いております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） みどり戦略——国の——読むと、農薬を5割減らしましょうとか、肥料を3割減らしましょうとか、有機農業農地を25%以上にしましょうとか、具体的にあるようですが、まだそのアドバンテドなのかもしれませんが、川南町は畜産が盛んという、有機農業のためには有利なバックグラウンドがあると思うんですよね。ぜひ、それらを生かすようにしていただきたいと思います。

アメリカでは、これ、アレルギーの対策だとお聞きしましたが、スーパーが町の中にあ

るわけですが、普通のスーパーとオーガニックスーパーという、別にオーガニック製品だけしか扱わないスーパーもあるぐらいです。それがいいかどうかは、まだ分かりませんが、そんな流れもあるということですね。

県内では綾町が、以前から有機農業の町ということで名をはせておりますけど、どうせやるなら早くやらんと、そのラベルを頂けると思いますので、先ほど言いましたように川南町はバックグラウンドもありますので、ぜひ早めに取り組みられるようお願いしておきます。

具体的に、先ほど僕、5割、3割、25%以上ちゅうのは言いましたけど、そんなのは来ているんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 蓑原議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的に来ているかということなんですが、みどりの食料システム戦略自体には目標がやっぱり定めてはございまして、何%削減ということは明記してあります。ただし、具体的な内容がまだ下りてきておりませんので、そういうことには注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 明日からやりますよっても無理でしょうから、事前にちょっとずつ小出しでも、農家あたり、団体あたりに周知していかんと大変でしょうから、ぜひお願いします。

ついでですから、以前は環境対策で4R運動というのが盛んに言われたんですけど、最近、町からの文書でも見ないようなんですけど、現在も4R運動というのはやっていたらいいんじゃないでしょうか。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 蓑原議員の御質問にお答えをいたします。

現在、西都児湯1市5町1村で、平成18年7月1日から西都児湯地区4R推進協議会というものを設立いたしまして、4R——リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルに関しまして積極的に取り組んでおるところでございます。

特に、今年の4月から事業系の一般廃棄物、こちらの中間処分業者が西都児湯クリーンセンターのほうに回収した事業系のごみを搬入されますが、こちらのほうの展開検査をいたしまして、例えば、たばこの吸い殻ですとか、マスクですとか、手袋とか、そういった家庭系の一般廃棄物で燃やせるごみで燃やせるものにつきましては、事業系はクリーンセンターでは燃やせませんので、これを持ち帰ってもらうようにしております。その反動で、役場のほうは川南衛生公社さんのほうに事業系の回収をお願いしておるところなんでございますが、持って行ってくれません。もう職員が、週末になりますと10人、20人ぐらい、ちょうど水道課と福祉課の間で、ごみを広げて分別をしておるということでございます。

もう1点、苦情が来ておりますのが、中間処分業者が、そうやってクリーンセンターのほうから持って帰れというふうに言われるようになりましたので、町内の飲食店さんなんかでは回収料が月に1万円程度アップしたということで大変苦情を受けて、今いろんな相談に乗

っておるところでございます。

ちょっと長くなりましたが、4 R運動につきましては徹底的に取り組んでおるところでございます。

○議員（養原 敏朗君） ともすれば最近では断捨離というて、何か捨てるのが美徳みたいなテレビ番組等もありますので、やっぱりリサイクルとか4 R運動は必要だと思いますので、ぜひ啓蒙のほうよろしくをお願いします。

町長は野球が上手で堪能なわけですけど、この環境分野も、ぜひリードオフマントルになってやっていただきたいと思います。好むと好まざるにかかわらず、この環境対策、地球温暖化対策というのは人類共通の課題だと思います。農業以外の政策についても、脱炭素ということは必然的に常に考慮しなければならない時代になっておりまして、町長、何かございましたら伺いまして、一般質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 地球の環境に対する考えというのは、もう今や避けて通れませぬし、特にヨーロッパ、北ヨーロッパに関しては、常に新聞報道等で第1面に出るのが環境問題だと聞いております。子供たちに言わせると、大人が何もしないので我々の未来がなくなると、大人の責任でやってくれということでもありますので、当然、これはそうした大人の責任であると思って、今後も取り組みたいと思っております。

○議員（養原 敏朗君） 終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。3点について質問します。

第1点は、税金滞納処分の強化についてです。

今、町民の暮らしは、年金は減らされながら医療や介護の負担は増え、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況の中、突然のコロナウイルスの発生により、感染のリスクや偏見への恐怖などの強いストレスにさらされ、心と体の限界が危惧されています。命も暮らしも経済も、あらゆるところに深刻な影響が及んでいます。

現在、川南町では感染者ゼロの日が更新されています。予防接種も始まりました。自粛、自粛で少々慣れっこになっている、それでも感染対策は、それぞれの立ち位置で緊張感を持って行動しています。まだまだ安心はできません。十分な対策が必要です。

こうした状況の中で、町民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業や地域をどう守っていくのか。町民の暮らしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割が一層問われ

ています。

4月の回覧板で「第1回窓口公売。滞納者から差し押さえた財産を公売します。川南町は滞納者への家宅捜索を強化しています」のチラシと併せて、令和3年度川南町役場各課等連絡事項が回されました。

町民から「泥棒が入ったと思い、警察に通報して調べてもらったら役場の差押えだった。留守中に窓から入ってテレビを持っていったようだ。こんなことが川南町内で起こっているけど、どう思いますか」との連絡を受けました。留守中の差押えは行き過ぎた滞納処分だと思えます。家の人に無断で入ることのできる根拠を示してください。町民の生存権が脅かされていると私は思います。

納税は納期限内の納付が原則ですが、滞納している方は全て悪質なのでしょうか。納税の公平・公正を目指していると言われます。督促を出して、役場側からの督促状を見ましたかななどの声かけはしない。10日が過ぎれば催告を出す。催告を出したら、納税者の側から相談したいとの連絡がある方には応じるが、10日過ぎても納められない場合は差押えをしなければならぬと機械的に滞納処分が行われているのではないかと。納税100%を達成するために留守の家に入って捜索、差押えを行うことが町の正しいやり方とは到底思えません。幾ら法があるといっても、家の人が入会の下で仕事はしてほしいです。

滞納しているのが全て悪でしょうか。うっかり忘れもあります。税金を納めるのは国民の義務です。税滞納を一つの生活困窮として捉え、生活を改善するサポートを行い、納税のできる町民に育て上げることは役場職員の仕事ではありませんか。川南町はよく頑張っていると町民の方から言われるよう、泥棒と間違えられる差押えをしている川南町ですと胸を張って、いい仕事をしていると言えますか。納税率を100%にすることが目的でしょうか。無人の家に入って捜索できる根拠を明らかにしてください。

第2点は、農業後継者支援制度を町独自につくり、家族農業を支えることはできないかについてです。

川南町では農家の後継者を応援します。令和元年から3年度まで、農業後継者に対し150万円を給付します。1、就農時において50歳未満の者。2、農業従事期間が5年以上見込まれること。3、後継者として就農して3年以内であり、平成31年4月1日以降に就農したものが対象です。川南町の基幹産業である農業後継者はどれぐらいいますか。

農業とは、雨とは切り離せないが、雑草との戦いでもある。若者が楽しく生きがいを持って続けられる農業にならなければ日本の農業はなくなってしまうと危機感を持っています。今、国際的な流れは飢餓や気候変動、災害などに直面し、政治も企業も自治体も、市民社会も農民も消費者も、みんな変わらなければならない。そのことをSDGs（持続可能な開発目標）や国連「家族農業の10年」などが求めています。家族農業をどう捉えていますか。家族農業を支えることはできないか伺います。

第3点は、学校に生理用品配布、女性の支援事業についてです。

月経についての教育の不十分さや衛生用品が買えない生理の貧困の問題が、今、ジェンダー平等の課題として世界各地で取り組まれています。2013年に始まった世界月経衛生デーは5月28日でした。コロナ禍で生理の貧困が問題になる中、生理用品の無償配布を国に求める署名運動が進んでいます。経済的事情で生理用品が購入できない生理の貧困が世界各地でも社会問題となっています。トイレトペーパーと同じように、学校や公衆トイレに自由に使える生理用品が当たり前置いてある、そんな社会を実現したいので質問いたしました。

女性の生理は、人類が子孫を残すためのもの。生理の貧困の解決は女性だけでなく、男性と社会、ジェンダー平等の課題です。現状をどのように把握しているのか、どのような支援策を考えているのかお聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

まず、税金の滞納処分に関してでございますが、誤解されないように先に述べさせていただきますが、これは目標を100%にするとかいう、そういう問題ではなくて、しなければならない義務でございますので、職員にとっては仕事ということになるかと思えます。

そして、この根拠は何かということでございますが、法に従ってやっているわけですから、それが根拠であるということでありまして、正直、もし議員もその現場に行くことがあればそうしていただきたいんですけど、職員も楽しんで、わくわくしながらやっているわけではありません。本当に仕事ということで、私の命に従って、ある意味、心を閉ざして、感情を殺して仕事をするわけです。その中で、やはり人としての尊厳、そういうのを気遣うのは私の仕事であると思えます。職員は、しなければならないということをするわけで、度が過ぎるとか行き過ぎという分野ではないということは、まず、御承知おきいただきたいと思っております。また細かい質問は、その都度お答えをさせていただきたいと思っております。

本当に職員もつらい場面で、知り合いのいる場面にも遭遇いたします。そういうことを想像していただくと、彼らも彼女たちも本当に苦しんでおりますので、我々は公務員として誰かがしなければいけない、だから我々がやる、好きではないけど我々がやるというつもりで、全員で向かっていきます。足りない部分については、その都度、また議員の皆様、それは私が責任を持ってやるべきことだと思っております。

2つ目の農業後継者というか家族農業ということでございますが、農業に——私もやっておりますけど——いろんな形態がありますし、当然、家族を中心とした農業は地域を支えていただいておりますし、法人といいますか、企業を形態とした農業は経済を支えていただいております。それぞれに大事な部分がありますので、家族農業を支えることはできないかという質問ですが、できないと答えるはずもなく、我々にできることはしっかりやっていきたいと今後とも思っております。

3つ目の生理用品のことでございます。

SDGsの話が出ましたけど、誰一人取り残さないということで、そういう社会実現に向かってしっかりとやっていきたいと思っております。

具体的な話に関しては、いろんなアンケート調査等もやっておりますし、できることはこれからもやっていくつもりでございます。その都度、必要に応じて担当者に答弁をさせます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町の納税状況は現年度分99%ですが、納税者への家宅搜索、差押えを強化したからそうなったのでしょうか。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成27年度から徴収を法律に基づくよう適正に行ってきたことによる成果だと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 令和2年度の滞納処分は391件です。留守の家に入って搜索したのは何件ありますか。なぜ、町民の方が在宅のときに家宅搜索を行わなかったのか、その理由は何ですか。町民が在宅していても、なぜいけないのか。さっき町長は、法に基づいてやっている、好きでやっているわけではない、仕事だと言われましたが、留守のところに行かず、在宅しているときにやってもおかしくはないのか、それではなぜいけないのか伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 令和2年度における留守宅の搜索は13件行っております。搜索は滞納者が在宅であるか不在であるかは問いません。あえて不在のときを狙っているというわけではございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） いつも町民がいないときに家宅搜索をしているのか。年間に家宅搜索を、さっきは13件と言われましたが、そのうち町民が不在のときは何回あったのか伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 先ほどの13件というのは不在宅の搜索が13件でありまして、家の搜索は19件でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 腕章や税務課職員の証明書あるいは家宅搜索の執行の町長なりが発行した令状を持参し、当事者である町民に示して家宅搜索をするのではないのでしょうか。通常の家宅搜索はどのような手順を踏んで行っているのか。ビデオに撮影されていない時間、場所で不正が行われていないと、どうやって町は町民に説明あるいは証明できるのか伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 国税徴収法第147条に、搜索するときは身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは提示するものとされております。そのため、身分証を携帯しております。

また、搜索の際は、ビデオ撮影に加え、立会人に立ち会っていただいております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 家宅搜索はどういった場合に行うのか。

○税務課長（大塚 祥一君） 地方税法では、督促状を発した日から換算して10日を経過

した日までに徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされており、差し押さえる財産を調査するために行っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 督促状を出すとき、内容証明など郵便局での手続ですか。これだと本人が受け取ったことが確認されますが、黄色の封筒だけでしょうか。

○税務課長（大塚 祥一君） 督促状につきましては、普通郵便で黄色い封筒を使用しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 税金を納めるのは国民の義務だから平等性の観点と言われますが、うっかり忘れもあります。固定資産税の督促状が来て、うっかりして納付書をなくしてしまい納め忘れていないことに気がついた。督促状の中に、払わなかったら差押えしますの文章が同封されていた。脅迫されていると感じたそうです。手順として、督促されて、さらに払わなかったら差押えしますとはならないのですね。送料を省くために、これを同封しているのですか。

納めたくても納められないときもあります。税の滞納者の僅かな預金を差し押さえる事態が全国的に発生しています。問題なのは、預金の原資が差押禁止財産であることです。税務課では預金の差押えをしています。納税相談をしている最中に預金全額を差し押えられた。商売のための預金だった。本人の同意は要らない、事前予告なしでよいとのことですが、預金の差押えが本人の同意なしにできる根拠を示してください。本人の知らない間に、差押えが完了しましたとの連絡をもらった方は驚いて銀行預金を解約したと言います。預金の差押え、口座引き落としが本人の同意なしにできる根拠を示してください。

○税務課長（大塚 祥一君） 根拠ですけれども、先ほども言いましたが、地方税法に、督促状を発した日から換算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されております。

以上であります。

○議員（内藤 逸子君） 地方税法では無断でしてよいというふうになると解釈するんですね。

○税務課長（大塚 祥一君） この差押えは強制の差押えでございますので、滞納者の同意は必要ございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 預金の残高不足で納税が落ちずに、督促が黄色の封筒で来た。郵便配達員が、この家は滞納していると気がつきます。黄色の次は赤色の封筒だと聞きますが、何のために黄色、赤色封筒を使うのですか。プライバシーは保障されないのでしょうか。川南町では同意を取ってからにしてもよいではありませんか。預金の差押えはどこの銀行で行っていますか。銀行名を示してください。

○税務課長（大塚 祥一君） 督促や催告の封筒は、滞納者に気づいてもらうために色つきのものを使用しています。滞納者の方は封筒を開けなかったり、文書を確認しない方が多い傾向にございますので、そのようにしております。表に督促状などの表示はありませんので御指摘には当たらないと考えております。

預貯金の差押えにつきましては、全ての金融機関で可能です。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 口座引き落としが簡単にできることが進めば、役場職員も銀行員も要らなくなります。長い目で見て川南町の成長につながりますか。

○税務課長（大塚 祥一君） 口座振替のことかと思いますが、口座振替を選択する方が増えて確実に振替することができれば、滞納が減って徴収業務が減少するのでよいことなのではないでしょうか。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 滞納整理の差押えには制約があります。一人一人の滞納事案について、1、分納制度適用の方向、2、生活困窮、無財産等による滞納処分の停止の方向、3、悪質滞納と判断して強制処分の方向、4、第二次納税義務追及や詐欺行為取消権執行などの徴収技法を駆使した徴収効果を検討し、滞納整理の方向を見極めることとなります。

したがって、滞納が発生したら、いつでも無条件に、まず差押えありきというのは、緊急性があり、かつ真に悪質な滞納事案に対する対応であって、納税についての誠実な意思が認められる善良な納税者にまで、このような対応を取るとすれば、この滞納整理の方向についての法的な仕組みを無視する誤った考え方ではないですか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 滞納したら、すぐに差押えということではございません。督促や催告を行ってからということになります。ほとんどの方は滞納処分をする前に相談に来られたり電話で相談されたり、何らかの接触があり、差押えまでには至らないということでもあります。

法的な仕組みを無視するとおっしゃいましたが、何度も言っておりますが、法令に基づいて滞納処分を行っておりますので、御指摘には当たりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 役場の確定申告に行ったとき、会場廊下や待合室に差押え品の写真が貼ってありました。何の目的でしょうか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 公売の広報のことかと思いますが、広報することで、少しでも多くの方に入札に参加していただき、差し押さえた動産を高く買ってもらうために行っております。結果として、滞納者の方のためになることとございます。ぜひ、多くの方に参加していただきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 税金を払う意思はあるけど、消費税増税などの負担が重く、一

度には払いきれない。そんなとき、利用できるのが、法律で保障されている納税緩和措置などを紹介されたことはありますか。

○税務課長（大塚 祥一君） 令和2年度において、徴収猶予を20件行っております。そのように実績がございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 滞納者個々の実情に則し、法令などに基づき適切にされているとは思いますが、納税についての話し合いは、まず差し押さえてからとか、実情を聞く前から、いきなり短期間の分納以外は認めないことなどないでしょうか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） まず、差押えをしてから納税相談ということではございません。納税相談には、どのタイミングでも対応いたします。滞納者の納税能力等を聞き取りまして、納税の計画を立てていくという手順になっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今の徴収行政は、職員として真面目に仕事をすればするほど、悩み、ストレスがたまる。頑張れば頑張るほど、本来あってはならない事情を招いてしまう。職員として当たり前のように仕事をすることが、住民を苦しめ、権利を脅かすことになってしまう現実があります。

大多数の方々が税金を払っていることに対して、滞納者との折衝の中で、生活保護や融資制度を活用して生活再建につなげるなどしていますか。課の連携は取れていますか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 徴収に携わる職員は町民の負託に応えるため、誇りを持って業務に携わってくれております。

また、納税相談や滞納処分の中で、保健、福祉の行政サービス等が必要なケースを確知した場合は、必要に応じて担当部局へ情報を提供し、必要なサービスを受けることができるよう連携を図っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私の知り合いの方の子どもさんが、滞納を初めてしたそうです。そして役場に相談に行ったら、初めてのことなので、どんなしていいかわからないというので話しに行ったところ、初めての経験のものだから物すごく怒られているようなショックを受けて、泣きながら帰ってきたらしいんですよ。その方から、うちの娘は役場で懇切丁寧な説明を受けたのかもしれないけど、自分の子供が悪いのかもしれないと言いつつも、もうノイローゼになって、1年余り病院にかかって、やっと立ち直ったというふうに聞いたことがあるんですよ、最近なんですけど。うちの娘は、そんなことを経験したことがないので、ノイローゼになって病気になったと。何でねというけど、なかなか泣いて話してくれなかったと。だけど、滞納していることが悪いということをお話された職員の方から心を傷つけられたということの後から言ったというので、本当に言葉を選ばないと、ちょっとしたことが心の

傷になるんだなということ、そのお母さんが言っておられて、自分は子供を助けるためにどんなしたらいいのかということで、誰にも話してはいないけど、今度滞納のことを私が聞くと言ったら話してもらえたんですね。本当、ちょっとしたことかもしれませんが、職員は大変な仕事をしていることも私もわかりますが、言葉を選んでもらいたいと思いました。

次に移ります。すみません。

ふるさと納税のワンストップ特例制度は、ふるさと納税した後に、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる便利な仕組みですね。ふるさと納税は増えていますので、住民税控除も増えて事務量が増えていると思いますが、いかがですか。

○税務課長（大塚 祥一君） 令和3年度分課税におけるふるさと納税の住民税控除の件数としましては92件でありました。当然、課税業務としては、その分の事務は増えていると思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 保険証のない世帯について状況把握していますか。納税相談に来ないので、しょうがないのでしょうか。何らかの調査は必要ではないでしょうか。納税者の生存権、営業権を脅かす行き過ぎた滞納整理はやめていただきたい。いかがですか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 国保税に限らず、滞納者につきましては、調査、捜索を行い、状況把握に努めているところでございます。

行き過ぎた滞納整理、生存権を脅かすということでございますが、日本国憲法では基本的人権を最大の尊重を必要とするとしていますが、人間は社会の中で生きていくため、自らの権利ばかり主張すると他の人権または社会的利益を侵害することになり、これらの矛盾、衝突を調整し、実質的公平を図るために公共の福祉という考え方が憲法にあります。税を滞納した場合は、納税の義務と財産の保障が相反することになるため、公共の福祉の考え方に従って滞納整理を行い、利害関係を整理します。

一方、財産権の保障を過度に制限すると生存権を侵害するおそれがあるので、滞納者の生活状況や納付能力を見極めた上での対応が必要となります。生存権を侵害しないために、法令で差押禁止財産や滞納処分の執行停止などを規定しております。

このように法令は、権利と義務の矛盾を公共の福祉で調整するという憲法の理念に基づいて制定されており、滞納処分はその法令に基づいて執行していますので、御指摘には当たりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 以前、日南市職員が税金を横領していたニュースがありました。国保税や固定資産税などを横領していたそうですが、税務課では、1人で現金を預かることはないのでしょうか、念のために伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 現在、1人で現金を預かる業務は行っておりません。金融

機関等で滞納者の預貯金を差し押さえる際は2人で対応しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町民に無断で留守中に家に侵入し、動産を持ち帰ることは違法か合法かという点です。課長は、いまだに警察に逮捕されていないことが、役場職員は正しいとの証明だと言われました。税務課の職員が町民の不在の家に無断で入り、動産を持ち出した。空き巣のように入り、窃盗のようにテレビを持ち出すことが許される法律の根拠を示してくださいとさっきも聞きましたが、法的に根拠がありますとは言われましたが、常識的には分かりません。どうでしょうか。

○税務課長（大塚 祥一君） 地方税法に、滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるという規定がございます。国税徴収法第142条に、搜索について規定してあります。この搜索は強制調査で、滞納者が在宅であるか不在であるかは関係ありませんし、滞納者の了承も必要ありません。

先ほどから窃盗などと批判されておりますが、平成27年に徴収の適正化を行ってから、徴収業務に携わる職員は、時にはつらい思いしながら、仕事に誇りを持ち、法令に基づいて業務を行い、町民の負託に応えるため本当に努力してきました。そのような歴代の職員の努力の積み重ねで収納率が大幅に向上し、実績も上がっていると思います。

それにもかかわらず、職員を、議員が根拠もなく、法令ではなく、御自身の感情や私見に基づき犯罪者のように批判することは、その努力を踏みにじり、徴収業務に携わる職員を見下し、蔑む行為でありますので、非常に残念で、深い悲しみを覚えます。

公権力の行使は法令によってのみでき、一個人の感情や私見によってはできません。税の搜索を窃盗と表現するのであれば、警察が犯人を逮捕し身柄を拘束することを、誘拐や拉致監禁と表現することと同じです。どちらも法律に基づいた公権力の行使でありますので、正しく法律を理解していただきたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町は、一般的に町の業務として滞納している町民の生活の大変さを町民から聞き取り、積極的に相談に乗り、生活を支える制度や窓口を紹介し、町民の暮らしを守る役割と責任を果たしているのか。人権無視の取立て屋に成り下がったのかと思ったんです、私は。伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 取立て屋に成り下がったのかということでございますが、取立て屋とは債権回収をされている方のおっしゃっていると思います。そうであれば、我々は取立て屋です。適正に、債権者が債務者に対して支払いを請求することは当たり前のことであります。

また、成り下がるのは身分が低いことを言っており、議員は債権を回収する業務をする職員が卑しい、身分が低いとおっしゃっているのと同じです。私は職業に貴賤はないと思っております。

議員は先ほどから人権を口にされておりますが、懸命に働く、全ての債権業務に携わる方々の身分が低いと言われること自体は人権を無視していることにはならないでしょうか。このことは、これまで議員が、取立て屋である我々税務課職員に辛辣な言葉を使っていることが示しています。

さて、徴収業務は数字だけを追いかけているわけではなく、滞納者の経済的再建を支援し、納期内納税者へと促すことも目的にしています。搜索や調査を行うことで滞納者の生活実態、経済状況等が分かります。多くのケースで遊興費を優先し、または無駄な支出をしていることがあります。相談等で、支払わなければならないものを優先していただき、無駄を省くよう、生活指導を行っております。時には、年金の申請がなされていなかったため、年金の申請をされたら収入がありますよというような指導も行うこともあります。

税を納める能力がないと判断したときには滞納処分の執行停止もしております。

税は、法の施行地に住んでいる限り、逃れることはできません。納めるのが遅くなればなるほど、延滞金がつきます。滞納額が多くなならないうちに滞納処分を行い、納期内納税者へ導くことが重要だと考えております。いたずらに時間をかけてしまうと、かえって滞納者のためにならないのです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） その後、持ち帰った動産はどうなったのですか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 差し押さえた動産につきましては換価手続に入りますが、滞納者が滞納額を支払い、差押えを解除するというご事情もございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） てっきり泥棒に入られたと思ったこの方は、テレビがないと困るので、すぐにテレビを買ったと聞きました。差押えをしましたの書き置きは、その家の人に、はっきり分かる場所に置かなかったのでしょうか。

もっと言えば、連絡を取り合うか家人の立会いがあれば、こんなことはあり得ないことです。もし、侵入している途中で、泥棒と思って近所の方が棒でたたいたりして、けがを負わせたりしたらどうなりますか。懇切丁寧な対応は役場からは一切しない、本人から連絡があれば相談に応じると言われますが、滞納者の数は何人いますか。

○税務課長（大塚 祥一君） 差押えを行った場合、差押調書という書類を必ず置いて帰ります。滞納者の方は封筒などを確認しない傾向が強いように思われます。滞納処分は法令に基づき適切に行っておりますので、御指摘には当たらないと考えております。

また、滞納者の数ということでございますが、これは、いろんな税がございますので、一例を申し上げますと令和3年度固定資産、第1期、分納ですね。調定件数が7,378件に対し、督促状を発したのが606件でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 日本は憲法で基本的人権を保障し、地方自治体は、その基本的

人権を保障するため、住民の命と暮らしを守るとりとしての重要な役割を担っています。役場は日本の民主主義の重要な土台でもあります。役場労働者は、住民のために役立つ仕事をしたいと、日々仕事に携わっています。

ところが、政府が進めてきた構造改革は、住民生活や地域経済を破壊するだけでなく、自治体職場を変質、疲弊させ、役場労働者の誇りや喜びさえも奪っています。全ての労働者が、人として、労働者としての権利を保障されることこそ、住民生活の安定と地方自治擁護の道であり、住民生活の繁栄と地方自治の発展こそが自治体労働者の生活と権利を守り、誇りと生きがいを持って働くことのできる道です。住民と対立するのではなく、住民と共に語り考える行政にするため、全力で仕事をしていると先ほどから言われて、私の言葉のほう職員をいじめていると言われますが、私も町民を大事にしていきたいから、この質問をいたしました。

町長の滞納処分強化の姿勢を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 課長のほうも、何度も答弁させていただきました。本当に人がやることですから、感情があります。とても、つらい場面があるんですが、職員は私の指示に従っておりますので、私は全力をもって職員を守りたいと。そして住民と、今言われたように対立ではなく、しっかりと協調できる、それは当然目標として頑張っているところであります。

○議員（内藤 逸子君） 今回の税金滞納処分の質問をすることにして、差押えされた本人からの声を聞いて、滞納している方は期限内に納税していないという弱みがありますので、自分から声は上げません。声は上げられないのです。人の弱みに付け込む、弱い者いじめと感じました。人と人とのつながりを大切にしてほしいです。人に寄り添わない、行政サービスをおろそかにしていたら、コンピューターのほうがよっぽどよい。指1本で用事が済む。

最近、コンビニやスーパーなどで無人化が進められています。慣らされてきています。これは人手を減らすためのものです。職員は減らせにつながります。役場に行けば〇〇さんに相談できる、頼りにできるAさん、Bさんがいるとなってほしいです。信頼関係が大事にされないと言談事は口にできません。常識から外れている対応は、やめるように求めておきます。していないと言われるので、私のほうが悪いと言われるかもしれませんが、私も一生懸命考えて質問いたしました。

次に移ります。

第2点目、農業後継者支援制度を町独自につくり、家族農業を支えることはできないかについて伺います。

川南町の基幹産業は農業です。私も開拓農家の生まれですので、農業の厳しさは十分、分かります。私の周りには農家は夫婦二人での露地野菜、養豚、養鶏、牛など様々ですが、健康で夫婦が働いて子供が跡を継ぐことはよいことですが、跡を継ぐ者がいない農家が増えていると思います。小規模農家、家族農家を支えていくには、どんなことが考えられますか、

伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業後継者制度を町独自につくり、家族農業を支えることはできないかという御質問ですが、議員も最初のほうにおっしゃったとおり、町では平成28年度より、農業後継者支援給付金を町の単独事業で行っております。その中で、令和2年度までに34人が交付を受けて、担い手の確保と就農意欲の向上につながっていると考えております。

また、今年度、令和3年度からは国や町の就農支援を受けておらず、地域貢献を行っている青年農業者が設備投資を行う場合に、最大50万円を補助する事業を行っております。こちらも親元就農者支援につながっておると考えております。

そのほか、農業経営基盤強化資金等の農業資金とか、あと、産地パワーアップ事業などの国の事業を活用したりとか、町の単独事業としてハウスの設置や資材、機械導入などの独自の事業も行っておりまして、家族農業の支援を行っておると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） コロナ禍で打撃を受けている農家への支援策はありましたか。

○産業推進課長（河野 賢二君） コロナ禍で打撃を受けている農家への支援策はありましたかとの御質問ですが、野菜、花卉、果樹、茶の生産者の売上げ減少に対する支援として高収益作物次期作支援交付金、あと、感染防止対策を行いつつ経営継続に関する費用に対して経営継続補助金、いずれも国の事業ですが、そういった手続を町として行っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 農家では、誰か1人がけがをしたり病気になったら、農業が続けられません。白菜を市場に出していた方ですが、1人が足をけがをしたとき、1人では野菜の収穫ができないということで、その年は白菜はもう畑に放置されたままでした。本当に収入にはなりませんでした。そんなことが農家は結構あるんですね。

私も本当に他人事ではないっていうのが、私の娘夫婦が宮崎市で畑を借りて農業をしていますが、畑を貸さないと、最近地主に言われ悩んでいます。農業が好きなだけでは乗り切れません。

このような家族農業の事例に対して、あちこちにこういうことはあると思うんですね。今まで川南町に、都会などから農業をするためにやってこられた方々、全員が成功していますか、伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 都会から、農業をするために川南に来られた方々は全員成功していますかとの御質問ですが、新聞報道等でも御存じのとおり、コロナ禍において倒産した農業法人等が報道されたことがあったのは御存じかと思います。そういったこともありますので、全員が成功しているかと言われたら、そんなことはないと思っております。

ただ、川南町が実施しておりますトレーニングハウスですね、令和2年の7月に1期生の4人が就農しております。その方たちは、順調に就農1年目を終えたと聞いております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 農業は自然との闘いです。跡継ぎがない農家は、大型農業法人などに土地を貸して農地を荒らさないよう、私の実家の周りではしています。このような跡継ぎのいない農家の把握はしていますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 跡継ぎのいない農家の把握はしていますかとの御質問ですが、現在、認定農業者が368件いらっしゃいます。後継者の有無については、その認定農業者については確認しておりますが、それ以外の農家については、なかなか現在把握のしようがないといったことが現状でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今、跡継ぎがいて、息子から孫へつながる農家は少ないです。農業をしたことのない娘が家族農業に進んで、土をいじり、種をまいて、芽が出て、生命力をもらって生きている。無農薬で野菜を育てている姿を、たくましさを感じています。そんな姿に、川南町内で働く農業後継者、新規就農者、小規模農家を育てる制度はできないのか、自己責任だけでは乗り切れないのです。大型農家が生き残ればよいと考えますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 川南町で働く農業後継者、新規就農者、小規模農家を育てる制度はできないのかということについては、最初の答弁で申し上げましたとおり、様々な制度を利用したり、町の施策を活用して支援を行っているところでございます。

また、大型農家が生き残ればよいと考えますかとの御質問ですが、そのような考えはもちろんございません。大規模農家、小規模農家、隔てなく支援を行っておると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町の特色を生かした新鮮野菜とか、豊富な畜ふんを生かした味のある野菜づくりなどなど、夢を描いている若者を農業後継者として後押しをしていただきたいということを求めまして、次に移ります。

第3点目、学校、公共施設に生理用品を置き、女性の支援事業はできないかについてです。

6月1日に教育長さんに新日本婦人の会児湯支部は、コロナ禍の下、児童生徒の健康と学習権が守られるために、生理用品の学校配布と相談環境の整備を求めて申し入れを行っております。このことについて、どのように考えていますか、教育長さんに伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えします。

このことにつきましては報道やマスメディア等で、経済的な理由によって生理用品が十分使えない実態や、健康な生活が脅かされている状況を理解しているつもりであります。児童生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障することの大切さについて、来庁された御意見を聞きまして、再確認をいたしました。今後、学校や関係機関との連携を図りながら、この問題には取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用

促進について、内閣府より各都道府県の担当から下りてきていますか。

内閣府が世界月経衛生デーの5月28日に発表した初の調査では、生理用品配布に取り組んでいるのは39都道府県255自治体——5月19日時点ですけど——根深くあった生理のタブーを打ち破る動きですが、御存じでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

内藤議員の言われる交付金の文書につきましては、県のほうから、4月20日に県の教育庁スポーツ振興課のほうから文書が届いております。

なお、同日に、小中学校のほうにメールで転送をして周知を行ったところであります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 学校を含む公共施設に生理用品を設置し、広く自由に使えるように国が直接支援をすることを日本共産党は求めてきました。川南町も県への支援要請を求めていただきたい、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどから教育長も答弁しておりますが、いろんなことで本当に住みよい社会になるために、できることは我々もしっかりやらせていただきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 生理用品は、多くの女性が学校や社会で安心して学び、働き、生活し、自己表現するために必要不可欠なものです。生理用品はぜいたく品ではなく必需品です。長引くコロナ禍で収入が減少している家庭の児童生徒、生活困窮に陥る女性が増えたことによって生理の貧困が顕在化しており、速やかな対応を求められています。町内の公共施設や学校のトイレに生理用品を配備していただきたい、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も言いますように、本当にいろんな声が上がっているのはお聞きしておりますし、町内においては具体的には聞いておりませんが、今後そういう動きはしっかりと注視しながら、状況に応じて対応してまいりたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 生理の貧困で最も対応が急がれるのは生理が始まったばかりの女の子たちです。彼女たちは声を上げづらいでしょうから、学校での無償配布が有効だと考えます。

性教育も重要です。自分の体を大切に、生理の手当てを衛生的にすることが、なぜ大事なのか。生理の困り事を自分だけで解決せず、相談していいとの情報を伝えてほしいのです。寄附に頼るのではなく、町として予算を取って、学校や公共施設のトイレに生理用品を置いてほしいのです。

誰も取りこぼさない社会にするサポートを求めまして、質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からとします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告に従い、新型コロナワクチン接種の対応、特産品送料助成事業の運用及び地域おこし協力隊の活用について伺いますので、よろしく願いいたします。

まず、新型コロナワクチン接種の対応についてお尋ねします。

2019年に発生が確認され、感染が始まったCOVID-19と名づけられた新型コロナウイルス感染症ですが、約1年半経過し、世界的にワクチン接種が始まった今でも終息の気配はありません。

我が国においては、そのワクチンの手配が整った本年2月から来年2月末までの予定で、医療従事者や65歳以上の高齢者、さらには基礎疾患を有する方などに、順次接種を進めていく見込みとなっていることは御承知のとおりであります。

このうち、予定より遅れたもの高齢者への接種は、一部の市町村で4月から開始され、5月以降、全国の市町村で接種が進められています。

厚生労働省によると、希望する高齢者には、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組んでいると力強くアピールしておりますが、6月1日から接種を開始した我が川南町では、これまでの予約や接種状況はいかがなものかお尋ねいたします。

次に、特産品送料助成事業の運用について伺います。

昨年度も行われたこの事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内商工業者の活性化策として、町内特産品の送料を助成するキャンペーンであり、一町民としても、所期の目的が十分達成されることを強く願っているところです。

現在、9月末日までの予定で、登録店舗では、新規に作成された町の、のぼり旗の下、にぎやかに特産品の発送が繰り広げられていると見受けています。取り扱われる特産品は、さすがに農業の町にいて農畜産物が多いようですが、魚介類、菓子、加工品、お茶、飲料水、陶器などを扱う登録店舗もあり、1つの町の特産品キャンペーンとしては、季節の適性を含むと、まずまず豊富なのかなと感じてはおります。

そこでお尋ねしますが、事業がスタートして、しばらくたちました。現時点での事業の進捗状況や事業の評価をどのように判断しているか伺います。

3点目は、地域おこし協力隊の活用についてお尋ねします。

私は、この地域おこし協力隊については、これまで何度もお尋ねし、提言をしております。総務省の情報によると、2009年度に制度化されてから12年が経過した昨年度には、隊員が5,464名、受入自治体も昨年度までに11県と1,054市町村で1,065自治体となっております。ちなみに、宮崎県内では、21市町村で125名の隊員が活躍しております。当町でも平成

27年の隊員受入れから6年目に入りましたが、現在の活用状況についてお尋ねします。

その他については質問者席で伺いますので、よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えをいたします。

まず、ワクチン接種の件ですが、本町は——議員も先週、来ていただきましたけど、——先週6月1日から始めさせていただきまして、今週で2週目ということでございます。一般の65歳以上の方に先立ちまして、医療従事者、それから施設入所者を先にさせていただきました。

ただし、議員も言われたとおり、ワクチンの量が市町村によって様々でございますし、県内においては、9つの市が先に郵送されましたので、町としましては、来たものを速やかにということでさせていただいております。

当初、報道で川南町、それから椎葉、なかなか大変であるという報道がされましたけど、その後、職員一同で町内の医療従事者、何度も回りながら、お願ひをしながら、今の準備を進めているところでございます。詳細の数字につきましては、必要に応じて担当課長に説明をさせます。

それから、2つ目の特産品助成事業でございます。

コロナ禍ということでございまして、その支援策として昨年からさせていただきました。結論から申しますと、非常に効果が大きいというふうに考えております。

2年目になります今年も、お中元まではというつもりでおったんですが、現在のところ、非常に順調なので、数字的には、ちょっと前倒しになるのかなと思っております。この件も担当課長に答弁をさせます。いい面と、もう一つは、いろんな不備もあったようで、モラルの問題でありますとか、伝票のチェックでありますとか、そういうことも含めて答弁をさせていただきます。

最後に、地域おこし協力隊の活用でございますが、現在まで12名の方を採用しております。現に今、そのうち4名が町内に移住して活動をされております。その後、2人は、また移住希望と聞いておりますが、残念ながら移住に至らずに帰られた方、また、ほかに変更された方もいらっしゃるようでございます。またこれも担当課長のほうに説明をさせます。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

予約の状況ですが、5月末現在で4,307の方に予約をいただきました。ワクチン接種の状況ですが、5月24日から町内の高齢者施設等入所者及び施設従事者に対する接種を巡回接種で開始しております。

また、6月1日からは一般高齢者に対して接種を始めました。6月4日時点で1,111人の1回目の接種が終了しています。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） 川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業の進捗や評価をどのように判断しているかという御質問ですが、令和2年度の実績に

については登録事業者数が41、特産品をはじめとして様々な商品が全国に送付されておりました。2万3,182個が送付されております。金額にして、送料が2,652万1,324円となっております。単純に特産品の単価を3,000円から3,500円と考えた場合に、7,000万円から8,000万円の経済効果があったものと考えられ、コロナ禍において一定の事業効果があったと判断しております。

また、送料が助成されるということがホームページ、SNS、口コミなどで広がっておりまして、ふだんよりも送料分の商品を追加して購入していただくなど、町内だけでなく県外から来られた方も含めて多くの方に好評を頂いた事業となっております。

また、本年度の進捗状況につきましては、4月23日より事業を開始しておりまして、5月末現在で6,961個の特産品が送付されておりまして、事業実績は854万1,115円となっております。

以上です。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの川上議員の質問にお答えします。

町長が答弁したとおり、12人の隊員が協力隊員として採用されておりまして、そのうち、隊員を終えた4名が定住している状況です。

現在、定住に向けて活動している隊員が4人おりまして、通浜の直売所、町内飲食店等の事業所での就業を希望されている方や、コミュニティーサポーターや幼児英語教育サポーターなど、行政課題と向き合っており活動されている方がいらっしゃいます。

以上です。

○議員（川上 昇君） まず、新型コロナワクチン接種の件でお尋ねします。

予約については、先ほど具体的な数字も頂きましたけれども、当町では電話とインターネットで計画され実行されているんですが、接種会場としては町内の医療機関2か所、川南病院と尾鈴クリニックと、集団接種会場ということで農村環境改善センター1か所が準備されているわけです。

ただ、予約の件ですが、先ほどありましたけれども、実は電話してもなかなか出ないというようなことも聞きました。この方は病院に行って、いろいろ窓口で話すんだけど、全然まちが明かずに、結局は予約していないということだったものですから、じゃあ、インターネットで予約しましょうかということでインターネットをのぞいたんですけども、私がですね。実は、私が調べている限り、6月の3日から先ほどまで、ずっとインターネットがつながらないですね。予約のアクセスができないですね。ただ、電話番号は2本書いてあって、こちらに電話してくださいというようなことが書いてあります。何らかの理由で、今、中止といいますか、止めているのかもしれませんが、あくまでも機械的な故障なのかもしれません。ただ、少なくとも私が知っている限り、6月の3日から先ほどまで、——今日ですよ、何日間になりますか、5日間、6日間くらいになりますかね、——とにかくアクセスできないということなんですよ。

私は当初、予約はインターネットでしまして、すんなりいきました。ただ、日にちは、もう埋まっていたけれども、埋まっていたんですが、すんなりいったんですが、これが使えないというのがありまして、何でかなというふうに思っているところです。

これが、どのような現象なのか把握されていればいいんですが、調べられていますか、お聞きします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

実は、5月の17日から予約を開始しました。当初、インターネットのほうも1時間程度でしたか、サーバーの不具合もありまして、ちょっとつながりにくい状況があったんですが、その後は解消されまして、すんなりと予約ができるような環境が整い、その後はインターネットを利用したワクチン接種の予約ができるようになったところです。

その後、順調に予約が進んでいったわけなんですけど、国が進める7月末までの2回のワクチン接種完了、これを目指すために、今現在のワクチン接種予約のインターネットの環境を開放してしまいますと9月の末ぐらいまで予約が埋まってしまうことになり、本町では急遽、7月の12日の週以降に予約が入っている方に繰り上げてワクチンの接種を行ってもらおうよう環境を整えまして、個別に電話で案内をしているところです。

ですので、インターネット上の環境を開放したままにしておきますと、また空いた枠に予約が入ってしまうという、いたちごっこが生じてしまうものですから、インターネットでの予約環境については一旦閉鎖をさせていただいて、電話での予約を受け付けて現状に至っているところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 現状を把握されているんでしたらそれはそれで、その件についてはオーケーなんですけども。

ただ、私は、先ほどちょっと町長もお話しされましたけども、7月の中旬に予約をして、——個人的なことは後ほどでもいいのかもしれませんが——。確かに私も繰上げという、その対象になったんですけども、その関係かなと、私も予測はしておりました。

ただ、初めてといいますか、その繰上げとかに全く縁のない人がインターネットで予約サイトに行こうと、アクセスして予約しようと思ったときに、いきなり、今、中止しておりますと、番号が2つ書いてありまして、いずれかに電話をかけてくださいというようなことです。非常に不親切なんですな。

せめて、実はこれこれこれの事情で、インターネット予約は現在中止しておりますとかいうことを、アクセスしたその画面、あるいは町のホームページなりに、やっぱり書いておかなきゃいけないと思うんですが、せめてそれぐらいしないと。せつかく、今のところは順調に来ているんでしょうから、せめてそれぐらいのサービスといいますか、自治体の責任として掲載してほしいんですけど、いかがですか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

早急に対応して、町民の方には御不便をおかけしていることをおわびしますとともに、このような事情でインターネットの予約を一旦停止させていただいていますというような文言に切り替えていく予定にします。

以上です。

○議員（川上 昇君） せめて前向きに検討していただいて、しかるべき措置を取っていただきたいということで申し上げておきます。

それから、先ほどもちょっとお話ありました。かつて、宮崎日日新聞に、県内の自治体ごとのワクチン接種、取組スケジュールが紹介されていました。町長がさっきおっしゃっていましたけども冒頭に申し上げたように、当時7月末を念頭に、希望する高齢者へ2回の接種を終了したいと政府を挙げて取り組んでいる状況でした。そんな中、多くの各自治体が、何とかその目標に向かって取り組む態度を示していたんです。もちろん、宮日新聞で御存じの方もいっぱいいると思います。

当町、それから先ほどおっしゃられた椎葉村、幾つかの自治体はできないという、困難との態度だったかと思います。その記事を見て私は、川南町も正直に回答したんだと、無理もないかなというような気もした、——具体的なことは分からないにしても、——正直に回答したんだというふうに印象を持ったところです。

全町を挙げて真摯に取り組む結果がそうであれば、それはそれでいいのかなと、やむを得ないだろうなというふうに思ったところです。

ところで、確か5月28日だったと記憶しているんですけども、先ほどあったように繰上げの件で、国の方針を強く国から言ってきたんだと思うんですが、どうしても7月末で決着をつけなさいと、終了しなさいというようなことが来たんでしょう。私の場合も7月の中旬から、2回目が8月に差しかかっていたので、その関係で繰上げということで打診があったんだと思います。結果としては、結構早くなりました。

このことは、町のホームページにも説明文が載っております。繰上げについては説明文がありますから、その説明がされていますので、その件については、皆さん、それを見れば十分事情が分かるかなというふうに思うところです。

ただ、最初は無理かなというような状況だったんですが、ちょっと言い方が悪いんですけども、国に言われて、いろいろやってみたら、実は間に合うようになりましたと。結果として、言い方が非常に粗末で申し訳ないんですけど、そんな簡単に手配がつくのかなと。医師、あるいは看護師、様々それ以外のスタッフ、ワクチンはあるにしても器具類とか、予約のほうもスタッフの方が一生懸命やられていると思うんですが、順調に手配がついたんですか、お尋ねします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

ワクチン接種については、まず協力していただけるドクター、看護師の確保というのが重要になってきます。当初から、この件につきましては、今年の1月、2月から医療機関を何

度となく訪ねて、協力できる曜日、時間帯等を踏まえ、また人数も御相談をしながら進めてきたところですが、その中でも、やはり、1人当たりにもどれだけの時間がかけられるかというところが焦点にもなりました。

国が最初、明示というか参考にする数値としては1時間当たりの人数が15人という、すみません、1人当たり5分を掛けていくというような数字で参考にしてほしいということを出されておりました。ですので、それに併せて計画も策定をしておったところ、単純計算しても、今の確保できているお医者さん、看護師さんを考えますと、9月の中旬、早くても上旬ぐらいになりますということでした。

その後、ペースアップのほうもお願いをしたところではあるんですが、やはりまだ医療機関としても、まず自分たちの医療従事者優先接種のほうもままになっていない状況の中で、スピードアップに単純にお応えできないということでしたので、当初はその計画で宮日報道にも回答したところでした。

しかし、その後、医療機関ともまた話を重ねまして、他の自治体の事例も取り上げながら、何とかペースアップもお願いできないかと、あと個別の医療機関によっても、もう既に9月の中旬まで入っている状況でしたので、7月の12日の週以降の予約について、別日の日曜日とか、集団接種会場に案内するとか、いろいろな方法を考えていこうということで相談もしました。

そうしたところ、医療機関としても「じゃあ、これについては病院のほうに任せてくれ」ということで、1時間の延長とかなりのペースアップで川南病院、尾鈴クリニックさんには対応していただきました。

本町では集団接種会場が1か所ですので、その中で対応していったわけなんですけど、それでペースアップ図っていても約500人程度の方の7月末完了が目指せないところから、休日のワクチン接種日というのを設けざるを得ないかなということ、そちらについても、また県の協力が得られればということで打診をしておきました。

そうしたところ、逆に国立宮崎病院さんのほうから医師と看護師の協力できると、全面的に協力できるという回答をいただきまして、何とか本町の医療スタッフ体制だけで7月末完了を目指せるめどがついたということでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 大変なことだろうと思います。マンパワーの手配だけでも大変だと、本当に思っているところです。関わる方には心から敬意を表したいというふうに思います。

いずれにしても、早めることにこしたことはありませんから、このことは、なかなか大変だろうというふうに思ったところです。

それから、6月1日から接種が始まって、火・水・木ですよ、今のところもね。ですから、今日現在でもその火・水・木の3日間しか、まだ、たしか過ぎてないですよ。3日間

だけだと思います。この3日間だけで検証はなかなか難しいかなというふうに思うところですが、何かあったらその都度、その都度、皆さん方で協議されていろいろ検証しながら正しい道といたしますか、よりいい方向に進んでいっていることだろうとは思いますが。

ところで、ある情報なんですけど、実際ワクチンは0.3ミリリットルを打つんですけども、1ミリリットルの注射器で0.1ミリリットルずつの目盛りのついた注射器だと思うんですね。私もそうでした。

ところが、ある情報によると、注射器が不足しているのかどうか分かりませんが、だるま型、短い2ミリリットルの注射器を使いなさいということで、厚生労働省があちこち配っているというような話も報道があります。形が全く違います。目盛りも見たら、0.5ミリリットル、1ミリリットル、1.5ミリリットル、2ミリリットルというふうなところで目盛りあるんですけども、それを0.3ミリリットルで合わせろというのも、私、素人が考えても難しいかなと思いますが、その辺も含めてですけども、これまでに会場、あるいはスタッフも含めて、会場設営、スタッフ、それから器具類も含めて、何かしら大きい問題があったか、これだけはどうしても解決しなきゃいかんということで、もしあれば、よろしかったら差し支えのない範囲でお教えいただきたいと思っております。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

先日6月3日までの集団接種会場及び本日まで高齢者施設等入所者の接種、今のところ特別な報告は受けておりません。1名、先日だったですかね、ちょっと副反応が強く出た方がいらっしやったということで、これは施設の従業者の方でしたが、強く出たけれども入院までには至らず、御自宅に帰ることで何とか。国立宮崎病院に一旦、かかったわけなんですけれども、薬を処方されて入院には至らず、自宅に帰って療養されているというふうな報告は受けております。

あと、シリンジの件、注射器の件ですが、私が今見たところでは、まだ2ミリリットル、私もテレビではちょっと拝見したんですけども、こんな大きなのではなかなか0.3ミリリットルを量るのはちょっと厳しいんじゃないかなというふうに私も危惧したとこだったのですが、今のところ、まだその報告は受けておりません。もしかしたら、今後そういう物が配給されるかもしれないですね。

以上です。

○議員（川上 昇君） 都度対応されるでしょうから、一つ御苦労さまですがよろしくお願ひしたいなと思っております。

それから、一部、接種が始まる前ですかね、全国的にどこかの市長さんあるいは町長さんが先に打つたらしいとかいうような話がありました。

ワクチン接種が全国で開始された当時、いわゆるキャンセルなどによる余剰ワクチン、余剰ワクチンという言い方がどうか分かりませんが、キャンセルなどによるそのワクチンの対応が、過剰なマスコミ等の報道で取り沙汰されました。

思うに、自治体ごとの対応の仕方は当然ながら違うわけで、そのことが事前に住民に知らされてきたかが、実は大きなポイントだというふうに思います。

川南町はどうしているかなということで、実はこのことを言おうと思ったんですけども、しっかりホームページにちゃんと公告が出ておりまして、そういうことであれば、当然、国の言う接種の順番というのも、それなりにあるんでしょうけれども、それを踏まえた上で、それが実は、こうこうこういうときにはこういったキャンセルが出たときにはこういうふうに使いますよということで、ホームページで広報されていますので、公示されておりますので、それはそれでいいかなというふうに思います。

あとは、町民の我々みんなが周知すればいいだけのことで、ぜひ無駄のないような接種のワクチンの扱い方をよろしくお願ひしたいなというふうに思うところです。

この件はあれですか、事前にそういったのが庁舎内でも協議があったんでしょうか。伺います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

メディア放送の以前に、やはり6回接種できるということは、6の倍数の接種希望者が来ていないと余りが生じるということで、そのワクチンの活用について自治体の判断で工夫をしてくださいということは、もう国から通知が来ておりました。

本町としても、まずいろんな手法を自治体考えています。

高齢者の方向けのワクチン接種なので、高齢者の方にまず連絡すべきじゃないかと。本町でも、そのような考えもグループの中で議論等させていただいたところなんですけど、ただいつキャンセルが出るか分からない、そのようなときにすぐに駆けつけられるのかということと、既に65歳以上の方がワクチン接種の予約をしておりますので、キャンセルを今度は埋める必要が出てくるということから、そのようなことであれば逆にすぐに駆けつけられる方であり、なおかつ町内在住で状況によって臨機応変に対応ができる方がいいんじゃないかなということ、あと、ワクチン接種はやはり、これは住民の方に速やかに接種していくということが求められますので、まずそのワクチン接種に携わる者が倒れられては困ると、感染しても困るということからホームページに載っているような優先順位で、ワクチン接種の余剰分について課長会にも諮って、あのような形・順位でお示しさせていただいたところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） あの課長会等で協議されているということであれば、町民の皆さんからどなたに問合せが来ても同じような内容で答えることができるということで、それは非常にいいんじゃないかというふうに思うところです。

ところで、一番やっぱり、一番というのか気になるのが、もちろんテレビなんかの報道にもよるんです、見て思うことなんですけど、川南町にはそういないと思うんですが、世の中にはやっぱり籍のない人、家のない人、いわゆる住所のない人がいます。

それから、情報が耳に入っていない、目に映らない、耳に入っていないという人もいるか

もしも、根っから注射とかワクチン接種はしたくないよというような人もいます。もしも、根っから注射とかワクチン接種はしたくないよというような人もいます。

どうしても100%ということは、まず無理だと思うんですが、川南町内にそういった方が何人いらっしゃるかわかりませんが、仮に希望しませんというような方がいらっしゃるというような場合に、町として何かこういうふうにしましょうという一つの方針なり、指針なり、何か決めてあるんでしたらお伺いします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

ワクチン接種自体は強制ではないということで、本人の同意があつてするようになっております。ただ確かに、そういう情報が届かないような方とか、認識ができない方とかいらっしゃると思いますので、本町としては、まず新型コロナワクチン接種のお知らせということで、4月に一度、川南町ではこのような順番で予定していますのでということで、タウンメールを使いまして、全町民にまずはワクチン接種のスケジュール案内をしたところでございます。

その後、個別なケースとして65歳以上の方に対して接種券であるとか、予診票等をお配りしまして、さらにその後、予約の状況について十分な量が確保されていますので慌てずに、つながりにくいときには日時を改めて、またお電話くださいということで御案内をしております。

生活困窮とか、いろいろな事情によってなかなか連絡がつかないような人に関しては、社会福祉協議会の力を借りまして、そのような方がいるのかいないのか、どうかということで個別にそういう方々への御案内をしておるところですが、最終的には御本人さんの意思になりますので、それ以上の強制というのは今のところはちょっと難しいんじゃないかと考えています。

以上です。

○議員（川上 昇君） あのワクチンを接種し始めてしばらくたちますと、様々な人たちが接種済んでいくわけですね。いろいろと出てくるでしょうから、想定できる範囲で事前に協議して方針を出しながら、対応されることをぜひ期していただきたいというふうに思います。

それから、これもテレビの報道ばかりで、ここで質問するのも非常に恐縮なんですが、病院に正式に勤めていて、コロナ対応で必死こいていらっしゃる医療従事者が当然いらっしゃるわけですね。

ところが、国を挙げてワクチンを打っていきなさいいけないということで、実は好優遇で優遇して、そちらのほうに回ってくださいと、資格者がいればぜひお願いしますというようなことで、当然医師とか看護師とか、そっちが優先されるでしょうけれども、実は現場のそういったスタッフの方々よりか待遇がいいというような病院なり、自治体かどうか分かりませんが、そういったのもあるらしいです。ここ宮崎県では、なかなかそういう話は聞かないでしょうけれども。ですから、本来、いなさいいけない現場を抜けて、そっちのほうに回るとか

いう看護師さんなんかもらっしゃるようですからね。

大変な世の中かなというふうに思っているところです。ぜひ、どんなことが起きるか分かりませんので、もう本当日々皆さん方御苦労されていますけれども、様々なこと想定しながら、一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思いまして、次に行きます。

特産品送料助成事業運用の件なんですけど、先ほど町長と産業推進課長からもお話しがありました。なかなか好調過ぎるといふか、当然助かるところは助かっているということで、非常にありがたいなと、一町民としては非常にありがたいなというふうに思っているところです。

予算をどんどん食っていくとなると、またいつかちょっと大変なときも当然来るわけですけども、効果が大きいというところでもよしとしたいというふうに、今の時点ではそう思っております。

おおむね峠は過ぎたんでしょうけども、先ほどありましたように、もう既に6,961個かな、でしたかね。もう5月末の時点で、それだけ実績があるというような話でした。もちろん、先週あたりまでスイートコーンの収穫とかが最盛期でしたので、この事業の利用もかなり多かったのではないかと、先ほどあったとおりです。町外の方も利用も多くあったんじゃないかと思えます。川南町はいいなというような話も聞きました。

その登録店舗は5月14日現在で、実はホームページによると、54事業者と。54登録者がいたよというふうなことで、ホームページには載っております。先ほどは、これ、令和2年度の実績は41件ですかね。ということは、10件以上増えたよということになるんでしょうか。この事業者についてはどのようになっているんでしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 登録事業者についての御質問ですが、5月末現在では、59の事業者が登録になっております。昨年度が41事業者ということで、それから、やっぱり時期的にちょうどスイートコーンの時期と重なるということで、スイートコーンの農家を中心に増えております。ただそれ以外にも、お茶農家、マンゴーを生産する農家と豚肉を生産、養豚農家ですね、等が登録になっております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） 事業者が一つでも多くなれば、町民の方々も選択肢がそれだけ増えるということですから、事業者の方々もいいというふうにとられれば、非常に前向きな現象かなというふうに思いたいところです。

ところで、昨年が続いて今年2年目なんですけれども、昨年度に当然、教訓が残っているとは思っています。

そして、産業推進課長からもお話しちょっと伺ったんですが、せっかく町の貴重な財源であちこち全国に発送するわけです。せめて、町のお金を使っているわけですので、川南町という、この存在なり何なり、この辺のPRをついでにやっていくということも、課長、以前、「ちょっと考えているよ」というお話しされましたけれども、具体的にどういったことされ

たんでしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 川南町のPRを具体的にどういうふうにしたかという御質問だったかと思います。

実は内藤議員の発案というのもちよっとありまして、ぜひ川南をPRするものをということだったので、ちょうど、まちづくり課が作成しております川南町の広報紙、一枚紙なんですけど、それがあったもんですから、事業者に協力をお願いしまして、1箱に1枚ずつ必ずそれを入れてもらうようにというふうに事業を進めております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） もう、使えるものは何でも使うというところで、節度を持ってやる分にはいいかなというふうに思います。当然、川南町の観光地あるいは産業、場合によっちゃ、カルチャーだとかイベント、そして、UIJターンあたりにもPRができると非常に有効じゃないかというふうに思うところです。

それからもちろん、運送会社が3件でしたね、たしかヤマト運輸、佐川急便、そして郵便局、というかゆうパック。正式名称何でしたっけ、ゆうパックかな、郵便局ですね。この関係だと思います。

ただ、生産者っていいですか、消費者、いわゆる消費者については、当然、事業者、特産品生産者と言ったほうがいいかな、事業者かな、そこに行って商品をお金出して買うわけですね、そして伝票もらってあて名を書いて、本来でしたらそこで受付をしてくれるのが一番楽だったんでしょうけども。

ただ、運送会社も急に何件か、五十何件、集配所を増やすわけにもいかず、結局は購入者がその宅配なり、郵便局なり事業者のところへ持っていくということになったんでしょう。ちょっとやっぱり、ちょっと勝手が悪いところもあったんですが、結局その辺も含めて伝票が残るわけで、例えば、関東地方にどれぐらい行ったとか、今年四千幾ら、6,961個もう既に出ています。これがどの辺が多かったとか、場合によっちゃその何が、どういった品物が多かったとか、そういった集計までされると、また町のほうとしても後日につながるデータが残るんじゃないかと思うんですが、そういったこと検討はされているんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問ですが、昨年の反省を生かしまして、まず、伝票を各事業者に残しておいてほしいということを今年はお願ひしております。

と、どの地方に送ったかということについては、運送会社からの請求書に全てどこに送ったかは出てきております。なんで、集計は可能かと考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） もちろんこういった事業は非常に喜ばれる、そして評価が高いという反面、どうしても困ったことが起きるとというのが現実じゃないかと思います。

いろいろ話は聞きます。ちょっとよろしくないかなという話は聞くんですが、こういった事業を開始する前に、事業者の方々、そして町民に対しても一定のルールづくりといいまし

ようか、何ていったらいいでしょうかね、実施マニュアルといいたいでしょうか、一つのそのルールづくりですよ、それを事前につくられて、この事業を開始する前に、徹底されたほうがよかったんじゃないかと思われるんですが、そのルールあるいはその周知するタイミング、これについては検討されたんですか、お尋ねします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ルールを徹底されたかという御質問なんですが、やはり、昨年も同じような問題が幾つかございました。

その点を反省しまして、今年は事業者さんに伝票等を最初にお渡しするときに、そのルールについて詳しく説明をして、文書もちろんそのときお渡ししております。その中でも、やはり苦情というか、そのルールが守られていないというお問合せをいただきますので、そういう場合には、すぐそのお店に出向いたり、直接電話したりしながら対応しているところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） せっかく皆さんに喜んでもらえる、そして産業の発展の一助になればということとされるわけです。みんなが笑顔で利用できるような事業に発展していくことを期しながら次の質問に入ります。

地域おこし協力隊の件です。

先ほど、冒頭で私申し上げましたが、平成24年9月頃から提言してきたんですけども、現在、4名とおっしゃいましたか、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先月末で、1名隊員が終えましたので、現在のところは4人で活動しているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 地域おこし協力隊、これ国の事業でですね、当初は、隊員に対して年間報酬で200万ということでした。当町も1期生をたしか任命するときに、1人当たり200万円を12か月で割って16万6,600円、16万6,000円だったかな、という月額報酬で、たしか、活用といたら表現がちょっと違いますね、任命してそれぞれ活躍していただいたことと記憶しております。

最近では、この年間200万円というの、随分変わってしまっていて、御存じのとおりだと思っておりますが、いろいろなお金が出るようになっております。御存じでしょうか、お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの川上議員の質問にお答えします。

当初200万円の報酬ということで、特別交付税措置がされるというところで始まった制度であります。

令和2年2月4日に、事務連絡なんですけど、これを令和2年度においては240万ですね、240万円を上限というふうに来ておりまして、予定としまして令和3年度が報酬の上限を270万、令和4年を280万にする予定であるという通知はいただいております。

以上です。

○議員（川上 昇君） そういったこともありまして、なかなか国のほうもこの地域おこし協力隊にかなりお金もつぎ込みますが、力も込めているなというふう思うところですが。

ただ、当然自治体ごとに、これは募集するということになっておりますので、私も時々、町のホームページ見ているんですが、ちょうど今は募集が入っていないでしょうか、ちょうど今ないかな、時々、以前、募集中というのを見ていました。

ただ、気になるのは、先ほど私申し上げましたけども、その待遇ですね、待遇をやっぴり刻一刻、法律なり特別交付税措置が変わってくるんだったらそれに合うように、当然これ国の事業ですから、合わせて町のほうも待遇を変えていくのが当然だろうというふう思っております。そこまでは言わせていただきたいというふうに思います。

これ調べましたら、かつては地域おこし協力隊は、月額幾らというようなことで、非常に簡単で見やすかったんですが、最近はちょっと変わってしまっていて、いわゆるその身分からちょっと扱いが変わっています。当然、私が言うほどのこともないんですけど、皆さん方御存じのとおり、会計年度任用職員というようなことになっております。

そして、報酬もいろいろ経験を加味していくんだろうと思います。ここでは具体的な数字は言いませんけども、幅を持たせているようですね、金額についても言いませんが、日々変わってきているということ、ぜひ前向きに捉えていただいて待遇を変えていただければと思います。

具体的なところは、条例の施行規則となっておりますので、これ一回一回議会のほうに上げなくてもいけるんじゃないかと、当然私なんか思うんですが、そういったのをうまい具合に待遇を変えていきながら募集に臨んでいかないと、不利な状態での待遇で、募集をずっと出しとったらいつまでたっても来てもらえないというようなことになろうかと思うんですが、それについていかがお思いでしょうか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

私どももこの令和2年2月4日の通知をもって、待遇改善が可能であるというふうに判断しておりまして、現在、まちづくり課としましては、総務課と協議するために必要となる資料を集めているところでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） ぜひ、随時お願いしたいなというふうに思うところですが。

この地域おこし協力隊の制度、概要を改めて言いますと、「都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱する」わけです。「隊員は一定期間地域に居住して地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組」と定義されております。

だからといって、ここから私言いたいんですけども、隊員を、表現悪いですが、表現非常に悪いですが、だからといって、隊員をある団体に丸投げしてよいというわけではないというふ

うに私は思っております。あくまで、その隊員の日常は、委嘱した自治体が把握し、責任を持ち、助言する立場に変わりはないと考えておりますので、そこをぜひお願いしたらというふうに思うところですが、これについてはいかかでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの川上議員の質問にお答えします。

ただいま、議員からありましたとおり、団体等に何人か派遣した経緯があります。ただ、実際の隊員が地域おこし協力隊として着任するときに思っていたイメージと、実際に活動を始めたときに、活動の内容と多少ずれがあったりということもありまして、それにつきましても、職員が月に何度か面談等をして解決に向けて努力はしましたけども、なかなかそういったずれがあると、地域おこし協力隊の定住というのは難しいなあというふうに考えているところです。

以上です。

○議員（川上 昇君） 当然、その隊員は、違うところからこの川南町に来るわけですから、思っていた内容と違うということは当然に起きるのかもしれませんが、そこをどうフォローするかだと思います。ですから、せめて月に1回とか、役場に集めて情報を交換するとかいうような手も必要だったのかなというふうに思うところです。

また、今回の広報かわなみにも1名に載ってございましたけども、先ほど言われた幼児の英会話ですか、新しい人がまた来られたようです。そういった人たちにもやっぱり、当然、町としても本人を育てる意味も込めながら、ぜひ、いい意味で活用していただきたいなというふうに思うところです。

ところで、この地域おこし協力隊ですが、西都児湯では、西都が2名、高鍋が1名、新富が15名なんですね、これ昨年、令和2年度の話です。西米良が3名、木城が2名、都農町が何と32名いらっしゃいます。これは新富と都農ですけども、少なくとも都農の場合はサッカーが、ヴェルクロス、何だっけ、サッカーのチームがありますね、ちょっと、こう、ぱつと出てきません。ヴェロスクロノス都農の選手に6名ほどたしかあそこの任用をしたというような話もあります。全員が全員サッカーじゃないですけども、新富もサッカーのチームが今度スタジアムできましたんで、その関係かなと思うんですが、よその町は、よその町でいいんです。私が思うのは、都農町はPR班とか、それから農業班というのがあみたいなんです。5つ、たしかテレビに出たんじゃないかと思えますけども、あくまでもやっぱり役場のほうで、何ていうんでしょうかね、コントロールしながらというか、役場を主体として活動しているというようなことで動いております。ですから、確かに国の事業とはいえど、こういった人たちをうまく具合にコントロールしながら、町のためにというのもなかなか難しいかもしれませんが、ぜひ町を主体に取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、いかがお思いでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

3年間という短い期間で、町外から引っ越していただきまして、町に定住していただく

というのが当初からの地域おこし協力隊の趣旨であるかと思えます。

これにつきましては、川南町としましては、3年後に川南に住んでいただくというのを最終目標としてやっておりますので、その考え方で続けていきたいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） いずれにしても、この地域おこし協力隊に限らず、この町の施策が町民の福祉の増進に結びつくように、私も一町民、一議員として精進していきたいというふうに思っております。今後とも、我が町が鋭意発展することを期して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

ここで議員の皆様にあらかじめ御案内しておきます。本日終わりましたら、全員協議会がございますので議員控室のほうにお集りください。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

米田正直君に発言を許します。

○議員（米田 正直君） 議場の皆さん、同僚議員、執行部の皆さん、また傍聴者の皆さん、どうも御苦労さまです。5番目の質問ということで大変お疲れのことと存じますが、時間をいただき質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第4波も収まりつつありますが、当局におかれましては、その対策に全身全霊で取り組んでいただいていますことに衷心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、当町においてもワクチン接種が始まりました。ワクチン接種が即終息とはならないでしょうが、一つの安心材料になると思います。接種をしても万全の態勢を崩すことなく、日常化した新しい生活様式、すなわち、マスク装着、手洗い、手指消毒、うがい、3密を避ける等の行動は今後ともコロナが終息するまでは継続していくことが重要だと思います。町民みんなで心がけ、実践していきたいものです。

では、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

まずは、地域活性化拠点施設の現状と課題についてお伺いいたします。

地域活性化拠点施設がオープンして1年が経過いたしました。

新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延する中、高速道路を利用する人々も当然少ないと思われそうですが、そのような状況においてP L A T Zの経営状況は厳しいものと推測いたします。どのくらい厳しいのかお伺いしたいと思います。

また、地域活性化拠点施設の建設計画が浮上したのは、地場産業振興会を構成員としている川南町観光協会が、高速道路管理者の西日本高速道路株式会社N E X C Oから、地場産品

のPRとしてのPR商品の販売について許可を得て、基本的には営利を目的とせず、町の情報発信の場として利用開始したのがきっかけではないかと思えます。

地域活性化拠点施設は指定管理者に川南まちづくり株式会社と定め、現在運営がされています。そこでPLATZにおける地場産品の出店者の状況と動向についてお伺いします。

次に、指定管理者であります川南まちづくり株式会社についてお伺いします。

川南まちづくり株式会社は、PLATZを通して川南町の経済発展や地域活性化を図るために設立されたもので、川南町の文化、歴史、食資源等の魅力を広く全国にアピールし、地域経済の活性化に貢献することを設立理念に置かれた会社であります。

PLATZがオープンして1年が経過いたしました。川南まちづくり株式会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1期とするとあります。

株式総会が開催されると思いますが、決算及び発行可能株式総数は2,400株とあり、その発行株数と株主の状況を御教示いただきたいと思えます。

あとの質問は質問席からさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

PLATZの経営状況については、議員が言われたように非常に厳しいものがあります。

昨年、令和2年4月19日にオープン以来、直後からコロナの影響ということで、当初は年間で3億4,000万円の売上げを計画しておりました。3月末時点においては2億5,600万円という報告がされております。出店業者等については担当課長に答弁させます。

また経営状況ですが、まちづくり株式会社のほうの理事は副町長が理事をやっておりますが、また後ほど必要に応じて答弁させますが、株については、現在2,400株のうち600株が発行されておまして、残りのやつはまだそのままでございます。

株主が設立当初から変更がなく、町が200株、それから尾鈴農協、川南漁業協同組合、川南町商工会、川南町観光協会がそれぞれ100株、つまり合計600株になっております。

高速道路のほうの交通量は7割減少しております。非常に厳しい状況ではありますが、当初の理念であります情報発信、それから多くの雇用を生むなど重要な役割は非常に大きく期待できるものと考えております。

○産業推進課長（河野 賢二君） 米田議員の御質問にお答えしたいと思います。

どれくらい厳しいのかという御質問でしたが、町長が答弁したとおり、当初の第1期においては3億4,000万円の売上げであったのですが、昨年3月末時点では2億5,600万円の売上げ報告がされておるところです。

計画どおりに売上げは達成できておりませんので、経営状況については厳しいものがあると思えますが、黒字で決算ができると聞いております。

出品者の動向について伺いたいということでしたが、出品者につきましては、加工品が54社、農産物が27社、そのほかが4社の計85社の出店者となっております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 85社ということでございますが、この動向、移り変わりというか変動がどういった形で、最初から85社でいっているのか、少なくなっているのか、増えているのか、そういった動きの状況を教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 出店者の動向という御質問ですが、もちろんオープン当初から少しずつ増えてきて現在の数になっておると思います。

ただし途中で脱退された事業者が、今のところ3社あると聞いております。そのうち2つが倒産による脱退、もう1つが自社都合による脱退ということを知っております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 以前、コンテナハウスでやられていた事業者がおられると思いますけれども、出店者数の中にコンテナハウスでやられていた事業者もおられるのか確認したいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 以前のコンテナハウスに出店していた方が入っているかという御質問ですが、今現在数は、ここに資料がございませんのでお答えすることができませんが、多くの方が参加されていると認識しております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 後でまた教えていただきたいと思いますが、出荷者の中から、自分たちの意見をいろいろ協議を交わしたいということ、場を設けてほしいというのが出てきておるわけでございますけれども、出荷者の声を聞くような工夫といえますか、そういう場は考えておられないのか確認したいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 出荷者の声というお話でしたが、オープン前にも別の御質問のときに、そのような出荷者協議会をつくらないのかという御質問等があったかと思っております。

ただし、運営自体は、川南まちづくり株式会社のほうに全てお任せしております。

出店者の決定についても、まちづくり会社のほうでしておりますので、町としてはこちらから指導してということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 株主でありますので、町は多くの株を持っておるわけですから発言力はあると思いますので、ぜひ指導といえますか、直接、会社のほうに要請していただきたいというふうに思います。

○副町長（押川 義光君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

最大の株主であります川南町の権限という形で私が理事として登録されております。

その中で毎月第3火曜日に理事会を、これは毎月行っているわけでございますが、その中でもやはり、生産者の意見をという話が時々出てまいります。

ただ、責任者であります担当がその都度、出荷者の御意見についてはオープンに聞いているという報告は受けているところでございますので、先ほど担当課長が申しました協議会と

しての団体としての意見というのは、直接伺った状況ではございませんが、それぞれの85社の方々のいろんな御意見も随時、その担当なり、責任者の2番目という存在の方もいらっしゃいますので、その方々が承っているというふうには報告受けているところでございます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 85社の出店者がいろんな意見が出て、それがまた反映できるような仕組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

続きまして、P L A T Z内の施設にテストキッチンの施設があると思いますけれども、地場産品の開発ということでの施設が構えられたと建設計画の説明では伺ったような気がいたしますが、その利用状況についてお伺いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） テストキッチンの利用状況についてという御質問ですが、町としては、商品開発はもちろんのこと、地域の調理教室など様々な活用していただきたい施設であります。

ただし、今回コロナということもあって実際に利用された実績は今のところございません。なぜかといいますと、調理師の方々が試作会をやりたいということで利用の説明会までは受けられたのですが、夏場の緊急事態のコロナ感染なんかによって、急に利用をやめたり、あと、テストキッチンで何か作ったものがそのまま売れるのではないかと勘違いされている方がいらっしゃいまして、どうしても加工販売を行うところは保健所の許可が必要です。

もちろんテストキッチンは保健所の許可は取ってあるんですが、そのまんまそこから売れるものではないということで、利用されている方との考え方の行き違いが主な原因じゃないかなと考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） コロナ禍で実績がないということでございます。加工したものをすぐそこで販売するというのではないということでございますが、それはそのとおりだと思います。

問題は食品開発するためのテストキッチンということだと思いますので、ぜひここで、このテストキッチンを利用した形で、川南産の商品を開発するような食品開発をしていただきたいと思いますが、町長、この辺についてどのようなお考えがお聞きしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） せっかく作った施設でございます。可能性のあるものに関しては前向きに取り組んでいきたいと思っております。

担当課長が申したとおり、様々な課題がその都度出てくると思いますが、しっかり知恵を出しながら、副町長も含めていろんな問題については前向きに取り組んで、この施設を最大限PRできたらいいなと考えております。

○議員（米田 正直君） ぜひ商品開発をされて、川南産の商品がより全国に行き渡るようなことがあればいいかなというふうに思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、今までの一般質問の中で同僚議員からP L A T Z周辺の環境問題が上がっておりま

したが、その環境問題について町としてどのように改善をされていったのか、またいくのかお尋ねいたします。

例を言えば、畜産排泄物の悪臭やハエの害虫の対策等が上げられてきたと思いますけれども、それについてお伺いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） P L A T Z 周辺の環境問題をどのように改善したのか、また今後どのようにしていくのかという御質問ですが、昨年のオープン直後から、ハエが多いという苦情がお客様から多く寄せられておりました。

そのための対策を当時行っております。ハエの発生する原因は幾つかあると考えられますが、周辺施設に多くの畜産農家があります。それを原因の一つとして周辺の畜産農家を対象に、ハエの特性や殺虫剤の効果的な使用方法などをお伝えしております。あわせて殺虫剤の撒布もお願いしました。

また周辺の畑に堆肥を撒布した際には、早急に耕運するように指導をしております。その効果もありましてか、当時も急激にハエが減ったということもありますけど、今年になってからも苦情は特に寄せられておりません。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） ほかに何か課題があればお示ししていただきたいと思っておりますけれども、要するに、畜産環境については殺虫剤を配ったり、または耕作地については、早めの耕運と申しますか、土を耕していくというような対策を取っておるとのことでございますけれども、それ以外に P L A T Z 周辺における課題等がもし町のほうに上がっておればお示しいただいて、どういう対策を取っておられるのかお伺いしたいのですが、なければないで結構でございます。

○産業推進課長（河野 賢二君） その他の問題があるかということなのですが、施設の不具合なんだろうけど、臭い等が発生するということなどがありました。

でも、その都度それには対応してきております。現在は特にそのあたりの苦情等は寄せられておりません。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） わかりました。次に、川南まちづくり株式会社は現在においては P L A T Z における販売活動が主であるように思われますが、設立理念であります川南町の文化、歴史について、今後どのようにして全国へアピールされていかれるのかお伺いします。

これは、川南まちづくり株式会社の方針でしょうからなかなか答えにくい部分もあると思っておりますけれども、株主という立場からお答えいただくとありがたいと思っております。

○副町長（押川 義光君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

設立理念に今言われたことが明記されているわけでございますが、この1年間ほとんどの P L A T Z の運営状況についての理事会というのがほとんどでございました。

昨年、今年とコロナの影響で議題としてはどうしてもP L A T Zの運営ということに執着せざるを得ないという状況でしたが、設立理念として掲げている以上、今後、その文化と歴史、食資源の魅力を全国にアピールする、この設立理念に基づいた議論を重ねて全国にアピールするような取組を進めてまいりたいというふうなことは考えておりますし、今年2年目になりますので、そういう分野についても理事会でも提案し、また進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 地域活性化拠点施設として、今後、所期の目的が完遂できることを念願し、この件については終わります。

次に、学校運営協議会について質問をいたします。

少子化や貧困問題の深刻化、地域とのつながりの希薄化、子供たちを取り巻く環境や学校の抱える課題が複雑さを増している。子供や学校が直面する課題を地域と連携しながら解決できようにする。こういった目的の下、地域住民や保護者が学校運営に参画する仕組みとして提言されましたのが学校運営協議会制度を導入した学校コミュニティ・スクールということで、平成29年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、第47条の6で努力義務化されました。

川南町では令和元年度に中学校区単位で設置され、令和2年度からは、さらに充実した取組を推進していくために学校単位に設置されています。昨年の7月末時点で全国の導入率は27%であるということ考えた場合、川南町は進んでいると思います。

第二次川南町教育振興基本計画、令和3年度から令和7年度ですが、でも、地域と学校が一体となって子供たちの成長を考え、その学びが充実したものとなるよう、よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくるという理念を共有しながら社会に開かれた教育課程の実現に努め、学校と家庭や地域が連携・協働した取組を一層推進していくことが重要と記載されています。

そこで、お伺いいたします。

川南町における学校運営協議会の構成内容と人員を教えてくださいと思います。ちなみに、同法律の第46条第2項では、次に掲げるものについて教育委員会が任命をします。対象学校の所在する住民、対象学校に在籍する保護者、社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員、その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの、その他当該教育委員会が必要と認めるものとあります。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの米田議員の御質問にお答えします。

本町では、現在、町内7校それぞれに学校運営協議会を設置しております。その協議会につきましても、校区内の地域住民、児童生徒の保護者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者から校長が推薦し教育委員会が任命した3名と、町の地域学校協働活動推進員1名、それから、学校関係者としまして、校長、教頭、教務主任、合計7名で各学校で組織

されております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 基本的には、当該学校の運営及び運営の必要な支援に関して協議する機関だと思っておりますが、川南町における学校運営協議会の活動内容を教えていただきたいと思っております。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の学校運営協議会委員の活動内容としまして、大きく3つに分けられております。1つは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することでございます。2つ目は、学校の課題解決のための協議でございます。一般的には熟議と表現しております。3つ目は、学校の運営状況に関する評価を行っていただいております。

また、教育委員会が主催する研修を年間2回行っています。第1回目は、委嘱状交付と研修会、第2回目は、年度末に全学校が一堂に会し、それぞれ情報交換会を行っております。

各学校では熟議を行い、そのテーマを決めて地域や保護者と連携を図りながら実践を行っています。分かりやすく言いますと、例として東小学校の取組を御紹介しますが、東小学校では学校運営協議会委員と学校が東小学校の課題を模索していきます。そして、その中でテーマを決めていきますが、登下校の事故防止と挨拶の習慣化を図ることをテーマに地域と取り組みました。その結果、見守り隊の組織化、東っ子育成協議会や長寿会との連携を図り、地域で見守りと挨拶運動を展開して効果があったという報告を受けています。

また、友達や家族、地域への思いやりの心や社会に貢献する意欲の向上をテーマに、地域ごとに花植えのボランティア活動を行ったり、立ち番指導してくださっている方へのお礼の手紙を送ったり、児童会を中心とした募金活動を行うなど具体的に取り組み、大きな成果を上げています。そのほかの学校も同じような状況であります。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第3項に対象学校の校長は、先ほど説明がありましたけれども、当該対象学校の運営に関して教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならないとあります。

どのような形で承認をもらわれているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、第1回目の学校で行われる学校運営協議会におきまして会長を選出します。そして、会長の進行の下に一番最初に行うのが、校長が作成する学校経営案をまず説明をし、そして、その説明に対して意見を述べていきます。そして、そこで修正があれば修正をしながら、最終的には合議体ですので、みんなで合議をして承認をすると、そういった流れになります。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） はい、分かりました。学校長が説明をして、それから訂正する

ところがあれば、その訂正した形で協議をして運営方針を承認していくということだと思います。

同法同条の第6項に対象学校運営に関する事項について、教育委員会または学校長に対して意見を述べるができることがあります。今までにどのような意見が出され、学校に反映されたのかをお伺いしますが、先ほど説明の中に東小の例を出されましたけれども、そういったことで学校運営として、そういった東小のような例が出されたと思いますけれども、再度お伺いしたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 再度、詳しく、また述べたいと思いますが、まず学校の抱える課題を校長が運営協議会委員に話をし、その課題解決のためにどうやっていくかということで、先ほど言いました熟議というのが展開されていきます。そして、例えば先ほど言いましたような、例えばこの学校では挨拶がまだ徹底できていないので地域ぐるみに挨拶を行いたいとか、地域との交流がなかなかできていないと、そういったもの、それから公民館活動への児童生徒の参加、それから登下校の事故防止、あるいは地域人材を活用した授業の展開、それから環境教育の整備、SDGsに立った視点でのこととか、各学校で様々な課題がありますので、その中でテーマを絞っているというような状況でございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 地域と一体となって子供を育てるということは以前から言われていたことでありますが、法で制度化されたことにより権限と責務が学校運営協議会にもたらされたと思います。児童生徒は自ら判断し考える力を養う、次世代の人材を育てる、激変する社会情勢、未来社会への挑戦、主体的に関わり可能性を切り開く、たくましく生きる力を育てる、家庭の力や地域の力が落ちてきているので学校教育に委ねてきた部分がある。それでは子供たちを育てるに不十分、それらは社会に課せられた使命であるという認識の下、学校運営協議会の役割がいかにか大きいか理解できます。

川南町の場合、全校がコミュニティ・スクールに指定され、それぞれに学校運営協議会が設置されてまだ年月が浅いわけですが、すばらしい教育目標に地域連携が上げられているとすれば、教職員に対して従来の仕事に加重されることが予想されます。負担増として捉えられていないか、お尋ねをいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） 米田議員の質問にお答えします。

まさに、そのことが問題視されているというか、他市町村に一步進んだ形でうちが行っていますのでそういった質問がよくあるんですが、逆に、地域と共にある学校づくりの推進の中で地域の力による学校への支援というのがあります。ちょっと読みますけれども、「地域住民や川南町民が学校の様々な教育活動をサポートする体制づくりを支援することにより、学校の教育活動の充実や教員が子供と向き合う時間の確保を図るとともに、子供が地域の大人と触れ合い、多様な経験をする機会の充実を図り、地域と学校が一体となった教育活動を推進します」ということで、地域の人材を活用することにより、逆に教職員の負担が軽くな

るといったことでありますので、このコミュニティ・スクールは、本当に、先生たちも応援しますけれども、子供たちも応援する、そういった取組でございます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） この取組によって教職員は逆に負担が軽減されるという捉え方でよろしいでしょうか。それと、負担感以上に子供の成長を望むということであれば、ありがたいということでもあります。

令和3年4月23日、文科省は、学校運営協議会制度に基づくコミュニティ・スクールの設置促進などを話し合う検討会議が開催され、地域による取組状況の差の解消や地域と学校をつなぐコーディネーターの支援方策を検討することの確認をされたようです。会議では社会教育主事の充実に期待する意見や、それぞれの地域で取り組まれている学校、地域の協働の仕組みを支援するよう求める意見が出されたとあります。

学校運営協議会の構成員の中に、社会教育法第9条の7で規定されている地域学校協働活動推進員が入っているということですが、地域協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と意見を有する者のうちから教育委員会が委嘱することができるとあり、まさに学校運営協議会の構成員たるものだと思います。

そこで、以前にも一般質問で出ささせていただきました。また、本日の同僚議員の質問でも質問があり回答されましたが、確認をさせていただくためにも再度お尋ねをいたします。

社会教育法で義務化されている社会教育主事の設置について、前向きに検討するという答弁をいただいていたのですが、今日の答弁では、もう設置するということではございますが、文科省が主催する学校運営協議会制度に基づくコミュニティ・スクール設置促進の会議で社会教育主事の役割の充実が指摘されています。その根拠としては、社会教育法第9条の3第2項で社会教育主事の職務で、社会教育主事は学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとあります。法で任意に規定されている地域学校協働活動推進員と義務化されている社会教育主事の設置について、教育長はどのように考えておられるのかお尋ねをいたしますが、まず再度確認の意味でお尋ねいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

まず、地域学校協働活動推進員につきましては、その必要性を十分感じております。現在、教育課に2名配置しております、その2名が学校運営協議会委員を兼ねることによりまして学校と地域の連携・協働の役割を担っています。

また、米田議員の言われますように、社会教育主事は社会教育法で規定されております。また、社会教育主事は生涯学習の中核的な役割を担う専門的職員でありますので、設置義務の必要性を強く感じているところでございます。現在、教育課におきましては、午前中も言いましたけれども、今度新たに赴任した教育対策監が社会教育主事の資格を持っています。今後は、本庁の教育課の職員に社会教育主事の資格を取得させ、生涯学習の中核的な役割を

担うよう体制づくりを整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 社会教育主事を設置するということがありがたく思っておりますが、社会教育の資格だけじゃなくて、本来の仕事、社会教育の仕事をぜひやっていただくことを切に望むものであります。社会教育法で規定されていることについては必要性があるから規定されていると思いますので法を遵守していただき、コミュニティ・スクールの充実、社会教育の充実の観点から社会教育主事を置かれるということでございますが、期待をしてこの点については終わりたいと思います。

次に、G I G Aスクール構想についてお尋ねをいたします。

児童生徒1人1台の教育用パソコン端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想が川南町でも展開されようとしていますが、私はI T関係等には全くといっていいほど疎くて質問することに気が引けますが、恥を忍んで質問をさせていただきます。

現在のコロナ禍にあってはオンライン教育ということで、このG I G Aスクール構想は生かされていくものと思います。児童生徒がI C Tの知識を学ぶことは当然ですが、先生方のI C T活用、スキル向上のための研修が必要になってきます。その研修の内容を教えてくださいたいと思います。

課題として懸念されることがあります。例えば、児童生徒の端末持ち帰りによってもろもろの不都合が考えられるのではないかと。また、授業中に端末上で作成したデータプリントアウトの費用の問題等であります。これらのことをどう考えておられるのか、お伺いします。

日本教育情報化振興会による座談会では、子供たちを端末で遊ばせる必要があり、端末に慣れさせ授業で使いやすくなるという意見も出されています。

○教育課長（山本 博君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

何点か御質問いただいております。

まず、研修計画についてであります。現在、教員に対して各学校ごとに研修会を実施しているところであります。まず、基本操作が必要なことから、児童生徒用パソコンの操作方法について研修を行っているところです。小学生用、中学生用のソフトにどのようなメニューがあり、どのような使用方法があるのかを現在確認をしているところであります。今後、I C Tを使用した教育現場のニーズに合う指導、助言を行うような研修も計画していきたいというふうに考えております。

次に、児童生徒の持ち帰りによってもろもろ不都合が考えられるのではないかとということでございますが、現在は端末の使用については学校での授業に限ってというようにしております。しかしながら、今後はパソコンを自宅へ持ち帰り、自宅での利用も検討すべき課題だというふうに考えております。

パソコンにつきましては、小学1年生から中学3年生までが使用するために、それぞれパ

ソコンの扱い方が違います。精密機械であるために、パソコンの取扱いについては十分注意する必要があると考えておりますので、その取扱いについては、ガイドライン等を作成するなどを検討していきたいというふうに考えております。

最後に、プリントアウトした費用の問題についてであります。プリンターにつきましては、今現在各クラスには配置しておりません。今後の使用方法にもよりますが、各クラスにある電子黒板を活用した授業になるというふうに考えています。また、授業で作成したものはデータ保存が主流になるのではないかと考えているところであります。

授業で使用していく中で、プリンターの必要性が出てくるのか、先生方との意見交換を行いながら状況を注視して判断していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議員（米田 正直君） 放課後、教員同士で授業でこういう活用したという共有を図っている。また、教育行政がきちんとG I G AスクールでI C T機器活用のビジョンを分かっているかどうかが大きく、分かっているところは学校も指導ができているという意見も先ほどの座談会で出されています。

4月26日付の教育新聞では、児童生徒に1人1台の情報端末を整備するG I G Aスクール構想について、1月下旬に全国の小学1年生から中学3年生の子供のいる30代や40代の男女601人を対象にインターネット上で調査を行った結果、小中学生の保護者の6割が聞いたことがない、理解していないとの回答があったということです。川南町の場合、保護者への理解はどのようにされているのか、周知状況をお尋ねいたします。

○教育課長（山本 博君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

現時点で、本町におきましてはG I G Aスクール構想について周知を行っておりません。今後は、このG I G Aスクール構想について、これまでに至った経緯も含めて、保護者に対して課題等を整理した上で丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひそれはやっていただきたいと思えます。

端末機の管理はどのようにされていくのでしょうか。児童生徒一人一人に管理を任せるのでしょうか。また、修繕が必要となった場合の対応はどのように考えておられるのかお伺いします。これはガイドラインをつくられるということですが、そういったところに入ってくるのだらうと思えますけれども、お伺いいたします。

○教育課長（山本 博君） 再度、米田議員の御質問にお答えいたします。

端末機の管理についてであります。現時点では授業始めに保管庫から取り出しまして、終了後に充電保管庫に収納しているというような状況であります。管理につきましては先生方が管理をしているといったところでございます。

修繕についての御質問をいただいておりますが、修繕につきましては導入から1年間は保証のほうがあります。その後に故障した場合には予備のパソコン等で対応をしていきたいと

いうふうに考えているところでもあります。また、今後は修繕等も出てくる可能性もありますので予算措置等も検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議員（米田 正直君） 生徒の、先ほどありましたけれども、持ち帰りの場合、子供たちが家に持ち帰って故障した場合、この場合も町のほうで、教育委員会のほうで対応していくということによろしいのでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

その件につきましては、再度、この取扱いのルール、ガイドライン等を定める場合に、そのことも検討しまして盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 端末機の取扱い技術の習得については、現在においてはほとんどの教員、もしくは児童生徒について知識はあると思われませんが、知識のある人たちは再確認の意味で基本から取り組んでいただき、また知識のない児童生徒が仮に多かった場合は、その指導に教員だけでは厳しいものが想定されます。民間等の詳しい人に臨時的に来ていただき、児童生徒への端末取扱い習得への支援をしていくということは可能なのかお伺いします。

5月22日の宮日新聞では、宮崎市教育委員会でICT教育のコンサルタント業を行う人に、教育情報統括責任者として委嘱し、学習方法の改善などについて助言を受けると記載されていました。

このように学校外からの支援も考えられるのではないのでしょうか。それには当然、予算も必要になってくると思われませんが、どうお考えでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 人的支援の件で御質問をいただいております。

現在、本町におきましてはICT支援等の専門知識を持った支援員はございません。昨年度に、令和3年度に向けての人材配置を検討したところではありますが、残念ながら対応できる人がいないため、当初からの配置ができなかったといったところでございます。

今後は、まず第一段階として、県内で先進的に活用している学校からの講師等も派遣をしていただきながら、先生方の理解を深めることも必要じゃないかなというふうに考えております。また、導入業者からの専門家を派遣していただきながら、講習会を通して教職員の理解を深めることも重要じゃないかなというふうに考えているところでもあります。

第二段階としましては、ICT支援員を確保して、町内の小中学校を巡回する方を確保できればなというふうに考えております。

以上であります。

○教育長（坂本 幹夫君） 今、教育課長が答弁しましたのに若干付け加えをさせていただきます。

本町では川南町教育研究所というのがございまして、各学校の研究員等が一堂に会して、

月に1回程度研究会を行って、その成果を学校に返すというような研究をしております。今年のテーマは、今言われたGIGAスクール構想に対応するというので、ICT機器タブレットを活用した研究を行います。その指導助言者に、現福岡の中村学園大学の教授の先生が、前は鹿児島大学の大学におられたんですけども、ICTの全国の一人者の方で、その方を招いて、これまでにICT機器の研究を行ってきました。また、今年も向こうの予算で来ていただけるということですので、この川南町教育研究所を活用しながら、町内に広めていきたいという一つの方法もございますので御紹介します。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 川南町教育研修所でいいですか。研究所。川南町にあるわけですね。そうですか。分かりました。

GIGAスクール構想による1人1台端末整備で、その活用方法は諸々の学習で効果が期待されるものと思っています。例えば、不登校の児童生徒に対する学習支援にも活用されると、同じような境遇にある児童生徒がいることの安心感をもって学習に取り組めるのではないかと思います。そのためには先生方の動画作成等、並々ならぬ力が必要になってくると思います。

川南町の学校における活用方法については、学年ごと多種多様だと思えますが、GIGAスクール構想で川南町の児童生徒にどのような人材育成を目指そうとされているのかをお伺いします。

○教育課長（山本 博君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

このICTに関しては、国の文部科学大臣のほうも言っておりますが、このICTについては、整備は手段であり目的ではないというふうに言われております。このGIGAスクール構想で整備された1人1台端末をあくまで学習の学びの手段として活用しまして、ふるさと川南の教育のスローガンに掲げます目標、ふるさと川南を愛し未来を開く、心豊かでたくましい人材の育成を目指すということが目的であります。

以上です。

○議員（米田 正直君） 川南町の児童生徒がこのGIGAスクール構想によって、目指そうとする人材に育っていただくことを念願し、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後3時13分閉会